

大洲市 男女共同参画推進計画

～きらめき男女共同参画プラン～

大 洲 市

～ともに創る 活力あふれるまち・大洲～



近年、少子高齢化、家族形態の多様化、情報通信の高度化や国内経済活動の成熟化等、社会を取り巻く環境は急速に変化しつつあります。

このような状況に対応するため、女性も男性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が強く求められております。

そこで、当市では国内外の動向を踏まえるとともに、平成17年1月に制定しました「大洲市男女共同参画推進条例」に基づき「大洲市男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

男女がともに力強く働き、ともに心豊かな生活を享受できる活力あふれる大洲市をめざして、この計画の基本理念を「ともに創る活力あふれるまち・大洲」とし、男女共同参画社会の実現に向けて具体的な取組を推進することにいたしました。

この計画は、市、市民、事業者および教育関係者が連携・協働して男女共同参画社会づくりを推進する方向性を示したものです。

今後、この計画をもとに積極的に施策の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、市民の皆様方のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画を策定するにあたり、ご協力をいただきました多くの市民・事業所の皆様、そして貴重なご意見、ご提言を賜りました大洲市男女共同参画推進会議委員の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成18年3月

大洲市長 大 森 隆 雄

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的	3
第2節 計画の性格	4
第3節 計画の期間	4
第4節 世界・国・県の動き	5
1 世界の動き	5
2 国の動き	6
3 県の動き	7
第5節 男女共同参画に関する大洲市の特徴	8
1 大洲市の概況	8
2 女性を取巻く状況	9
3 大洲市の特徴的な取組	13
4 男女共同参画に関わる市民・事業者の実態・意識	16
第2章 大洲市がめざす男女共同参画社会	21
第1節 計画の基本理念	23
第2節 計画の施策目標	24
第3節 施策の体系	25
第3章 基本計画	27
第1節 女性の人権尊重・暴力の根絶	29
第2節 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、実践支援	33
第3節 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	36
第4節 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	39
第5節 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	42
第6節 活力ある農山漁村の実現にむけた男女共同参画の確立	45
第7節 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実	48
第8節 生涯を通じた女性の健康支援	51
第9節 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	54
第4章 推進体制	57
第1節 総合的な庁内推進体制の整備	59
第2節 市民・事業者・民間団体との連携	59
第3節 計画の進行管理体制の整備	59
第5章 数値目標	61
指標・数値目標	63

資 料	67
資料1 策定の体制	69
1 大洲市男女共同参画推進会議委員名簿	69
2 大洲市男女共同参画推進計画策定委員会委員名簿	70
3 大洲市男女共同参画推進会議設置規則	71
資料2 男女共同参画社会基本法	72
資料3 大洲市男女共同参画推進条例	78
資料4 男女共同参画のあゆみ	82
資料5 用語解説	86

注：文中に「*」が付いた言葉があります。これは、「資料5 用語解説（86頁～）」に、解説があることを示しています。

第1章

計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の目的

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれてから半世紀が過ぎ、この間に、男女平等を実現するために様々な法律や制度の整備が国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきましたが、なお一層の努力が必要とされています。さらに、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化など、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、緊要な課題となっています。

このような中で、国は平成 11（1999）年に男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律として「男女共同参画社会基本法*」を施行、平成 12（2000）年にはこの法律に基づいた「男女共同参画基本計画」を策定しました。平成 17 年度には平成 32（2020）年までの施策の目標、基本的方向、平成 22（2010）年度末までの具体的施策を示した「第 2 次男女共同参画基本計画」を策定しました。

愛媛県でも平成 13（2001）年に、「男女共同参画社会基本法」を受けた計画として、平成 22（2010）年度を目標年度とする「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ 21～」を策定するとともに、平成 14（2002）年には、愛媛県の特長や実態に即して実効ある男女共同参画を進める根拠として「愛媛県男女共同参画推進条例」を制定しています。

本市は、男女共同参画を推進するために平成 17 年 1 月 11 日に「大洲市男女共同参画推進条例*」を施行しました。国内外の動向を踏まえるとともに、「大洲市男女共同参画推進条例」に基づき、市、市民、事業者および教育関係者が連携・協働して男女共同参画を推進する指針として「大洲市男女共同参画推進計画」を策定します。

第2節 計画の性格

- (1) 「大洲市男女共同参画推進条例*」第10条に基づき、大洲市において男女共同参画を進めていく上での施策の基本的な方向を明らかにした計画です。
- (2) 市の「新市建設計画」を踏まえるとともに、国の「男女共同参画基本計画」、「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」などの上位・関連計画と整合した計画です。
- (3) 市民の意見や大洲市男女共同参画推進会議の意見を反映した計画です。
- (4) 市、市民、事業者および教育関係者等と、連携・協働して取組むための計画です。

第3節 計画の期間

この計画の期間は平成18(2006)年度～平成27(2015)年度の10年間です。
なお、社会経済環境の変化や進捗状況、国・県の動向などを見据えながら、適宜見直しを行います。

第4節 世界・国・県の動き

1 世界の動き

(1) 国際婦人年*と国連婦人の十年

国連は昭和 50 (1975) 年を「国際婦人年」と定め、翌年から昭和 60 (1985) 年までを「国連婦人の十年」として女性の自立と地位向上運動を世界規模で行うことを宣言しました。これを受けて昭和 50 (1975) 年にメキシコシティで第 1 回世界女性会議「国際婦人年世界会議」が開催され、平等、開発、平和への女性の寄与に関する「メキシコ宣言」、それを具体化するための指針「世界行動計画」の採択がなされ男女共同参画への動きが加速しました。

(2) 女子差別撤廃条約*とILO第156号条約*

昭和 54 (1979) 年に、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。昭和 55 (1980) 年の「国連婦人の十年」中間年第 2 回世界女性会議を経て、昭和 56 (1981) 年には、ILO (国際労働機関) で ILO 第 156 号条約「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」が採択されました。

(3) 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

「国連婦人の十年」の最終年にあたる昭和 60 (1985) 年の『「国連婦人の十年」ナイロビ会議」(第 3 回世界女性会議)において、「国連婦人の十年」の目標である、「平等・開発・平和」を今後も継続するとともに、西暦 2000 年に向けて各国等が積極的措置を採る上でのガイドライン、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。

(4) 第 4 回世界女性会議 (北京女性会議)

平成 7 (1995) 年北京で開催された「第 4 回世界女性会議」においては、「北京宣言及び行動綱領」が採択され、男女平等に向けた具体的な取組や、平成 12 (2000) 年までの優先事項として 12 項目に及ぶ戦略目標が定められました。

(5) 女性 2000 年会議

平成 12 (2000) 年にはニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」の実施状況の検討・評価及びその完全実施に向けた「政治宣言」と各国がとるべき行動として、育児・介護について男女が責任を共有化する施策を促進することなどを盛り込んだ「成果文書」が採択されました。

2 国の動き

(1) 国内行動計画の策定

「国際婦人年*世界会議」終了後、昭和 50（1975）年に女性の地位向上のための国内本部機構として内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置し、昭和 52（1977）年には、今後 10 年の女性行政関連施策の方向を明らかにした「国内行動計画」を策定しました。

(2) 女子差別撤廃条約*の批准と新国内行動計画の策定

昭和 60（1985）年、男女雇用機会均等法*の制定や国籍法及び戸籍法の改正*など国内法の整備に努めたうえで国連が採択した「女子差別撤廃条約」の批准を行いました。昭和 62（1987）年には、第 3 回世界女性会議で採択した「ナイロビ将来戦略」を受け「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定するなど、国際社会の取組とも連動しつつ男女平等に関する法律・制度面も更に整備しました。

(3) 男女共同参画推進本部の設置と男女共同参画2000年プランの策定

平成 6（1994）年、総理府に「男女共同参画室」を新設するとともに、全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置し、国内における推進体制を拡充、強化しました。平成 7（1995）年には、ILO 第 156 号条約*を批准し、平成 8（1996）年には、北京女性会議で採択された「行動綱領」や男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」を受けて「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。

(4) 男女共同参画社会基本法*の制定と男女共同参画基本計画の策定

平成 11（1999）年には、男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」を施行しました。平成 12（2000）年には、この法律に基づいた「男女共同参画基本計画」を策定し、11 の重点項目を掲げたうえで、それぞれについて平成 22（2010）年までを見通した長期的な施策の方向性などを明確にしました。

(5) 男女共同参画局の設置とDV*防止法の制定・施行等

平成 13（2001）年に内閣府に男女共同参画局を設置し、推進体制をより一層強化しました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）*を制定しました。平成 14（2002）年には、「改正育児・介護休業法」を施行、平成 16（2004）年には、「改正DV防止法」を施行、また平成 32（2020）年頃を目途にした将来の我が国が目指すべき姿として男女共同

参画の具体像を描いた「男女共同参画社会の将来像検討会報告書」を公表するなど、男女共同参画社会を推進していくための環境整備が進みました。

(6) 「第2次男女共同参画基本計画」の策定

平成17年度には「男女共同参画基本計画」を改訂し、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大をはじめとする12の重点分野毎に、平成32(2020)年までの施策の目標、基本的方向、平成22(2010)年度末までの具体的施策を示した「第2次男女共同参画基本計画」を策定しました。

3 県の動き

(1) 「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」の策定

愛媛県では、昭和58(1983)年「愛媛の婦人対策基本指針」を策定し、女性対策の総合的な取組を開始しました。以後、昭和62(1987)年に愛媛県女性総合センターの開設、平成元(1989)年「第2次愛媛の婦人対策基本指針」の策定に続き、平成4(1992)年には「愛媛県女性行動計画」、更に平成9(1997)年にその改訂版を策定するなど、具体的施策の推進に取り組んできました。この「女性行動計画」の目標年度が平成12(2000)年度で最終年度を迎えたことから、これに続く新しい計画として平成13(2001)年に、平成22(2010)年度を目標年度とする「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」を策定しました。この計画は、5つの基本理念を基に、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮する社会を目指しています。また、計画に実効性を持たせるため、目標ごとに出来る限り数値目標を設定したことが大きな特色となっています。

(2) 「愛媛県男女共同参画推進条例」の制定

平成14(2002)年には、愛媛県の特性や実態に即して実効ある男女共同参画を進める根拠として「愛媛県男女共同参画推進条例」を制定し、県民、企業、団体、市町村、県等が一体となった、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行っています。

第5節 男女共同参画に関する大洲市の特徴

1 大洲市の概況

本市の人口は県全体の人口の 3.5%を占めています。これを「1」として本市の各指標をみると、出生者数は 1.04 とほぼ県平均、65 歳以上人口は 1.19 と県平均を上回っています。65 歳以上のいる世帯も 1.16 と県平均を上回っています。面積は 2.15 とかなり高く、新設住宅着工戸数は 0.47 と低い水準です。

農業産出額は 1.57 と県平均を大幅に上回り、工業は製造業事業所数が 1.05 でほぼ県平均、従業者数は 1.21 と県平均を上回っていますが、出荷額等は 0.47 と県平均を大幅に下回っています。商業は、小売商店数は 1.28、従業者数 1.03、販売額 1.05 といずれも県平均水準です。

保育所数は 2.09 と県平均を大きく上回り、在所児数 1.21 も県平均を上回っています。

医療については、病院・診療所数 1.39、病床数 1.30、医師数 1.03 とほぼ県平均です。

県に占める位置

項 目		愛媛県	大洲市	県に対する割合	指標
人口	総人口 国調 (人) (H12)	1,493,092	52,762	3.5%	1.00
	出生者数 住基 (人) (H16)	11,983	440	3.7%	1.04
	65歳以上人口 国調 (人) (H12)	319,522	13,490	4.2%	1.19
世帯	総世帯数 国調 (世帯) (H12)	566,146	18,774	3.3%	0.94
	65歳以上のいる世帯 国調 (世帯) (H12)	215,508	8,827	4.1%	1.16
	核家族世帯 国調 (世帯) (H12)	340,848	11,410	3.3%	0.95
土地	面積 (km ²) (H16)	5,677	432	7.6%	2.15
住宅	新設住宅着工戸数 (戸) (H16)	10,457	172	1.6%	0.47
農業	農業産出額 (1000万円) (H15)	134,700	7,460	5.5%	1.57
工業	製造業事業所数 (H16)	2,989	111	3.7%	1.05
	従業者数 (人) (H16)	84,086	3,597	4.3%	1.21
	製造品出荷額等 (100万円) (H16)	3,288,928	54,188	1.6%	0.47
商業	小売商店数 (H16)	17,427	786	4.5%	1.28
	従業者数 (人) (H16)	91,220	3,334	3.7%	1.03
	販売額 (100万円) (H16)	1,431,137	53,053	3.7%	1.05
	卸売商店数 (H16)	4,601	173	3.8%	1.06
	従業者数 (人) (H16)	37,422	1,041	2.8%	0.79
保育	販売額 (100万円) (H16)	2,372,395	43,529	1.8%	0.52
	保育所数 (H15)	339	25	7.4%	2.09
	在所児数 (人) (H15)	25,603	1,092	4.3%	1.21
医療	病院、一般診療所数 (H15)	1,360	67	4.9%	1.39
	病院・診療所病床数 (床) (H15)	29,849	1,369	4.6%	1.30
	医師数 (人) (H15)	3,432	125	3.6%	1.03

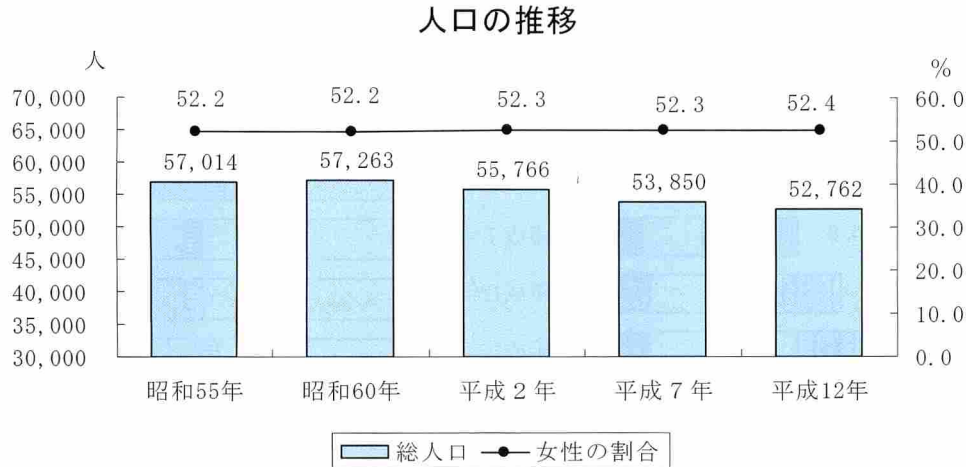
資料：国勢調査、農業センサス、農林水産統計年報、工業統計調査、商業統計調査
国土地理院、建築着工統計、医療施設調査、医師・歯科医師・薬剤師調査

2 女性を取巻く状況

(1) 人口

本市の総人口は平成 12(2000)年現在で 52,762 人です。昭和 60(1985)年の 57,263 人から減少傾向が続いています。

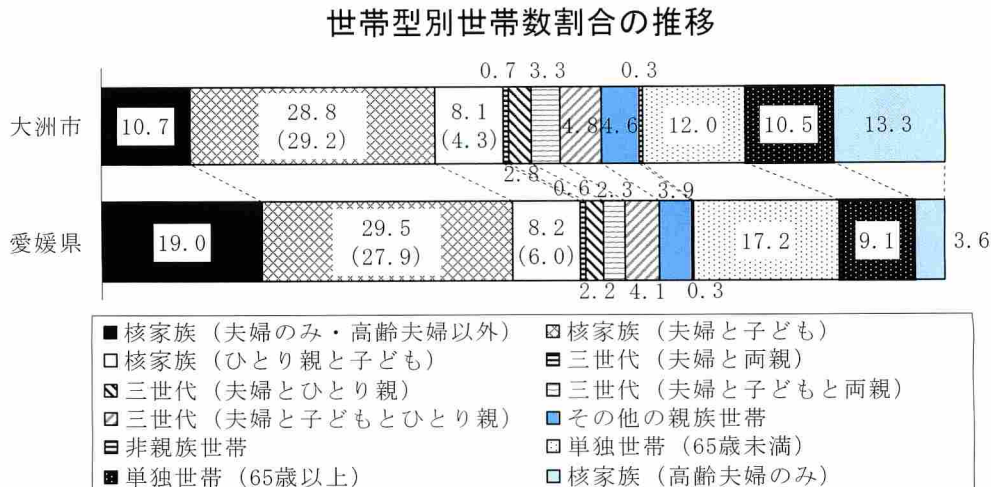
平成 12(2000)年の総人口に占める女性の割合は 52.4%です。昭和 55 年からほぼ同割合で推移しています。



(2) 世帯数

平成 12(2000)年の世帯型別世帯数割合は、核家族世帯(夫婦と子ども) 28.8%が最も高く、あとは核家族(高齢夫婦のみ) 13.3%、単独世帯(65歳未満) 12.0%、核家族(夫婦のみ、高齢夫婦以外) 10.7%、単独世帯(65歳以上) 10.5%などがほぼ同じ割合で並んでいます。

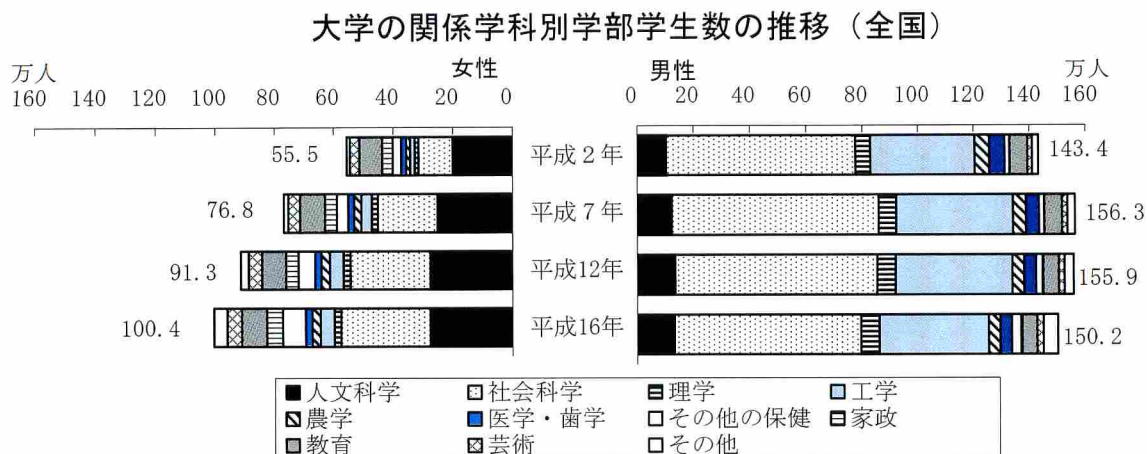
県平均と比較すると、核家族(高齢夫婦のみ)世帯が 9.7ポイント高く、逆に、核家族(夫婦のみ・高齢夫婦以外)が 8.3ポイント、単独世帯(65歳未満)が 5.2ポイント下回っています。



(3) 進学

市内には、県立高校3校、私立高校2校（1校は中高一貫）があります。県立高校での卒業後の進路状況をみると、男子生徒は大学と各種学校、女子生徒は短期大学と各種学校と、性別で進路に偏りが見られます。

大学教育における性別による格差は縮小傾向ですが、平成16(2004)年の大学の学生数は男子学生が多く、専攻分野も男子学生は工学、女子学生は人文科学が多いなど、まだ、男女の偏りが残っています。

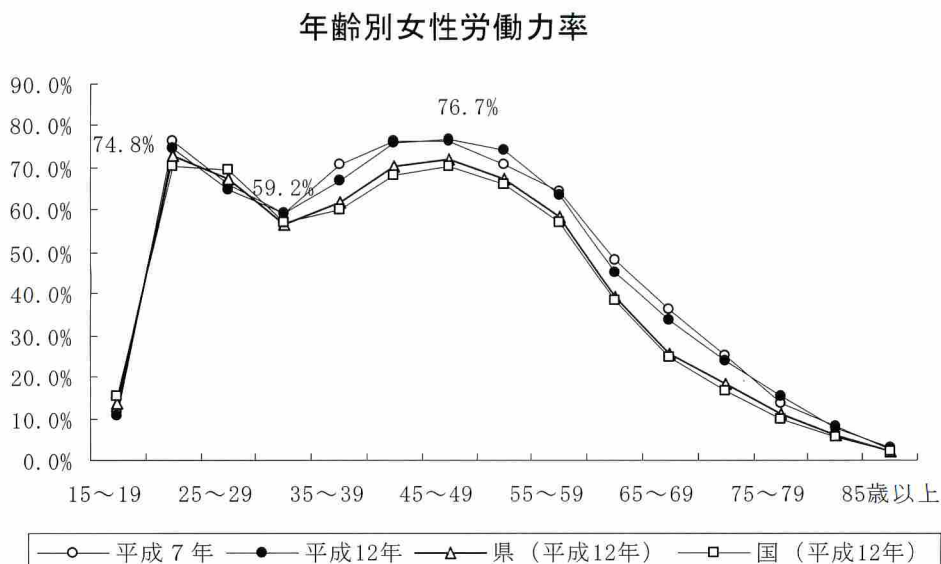


資料：文部科学省「学校基本調査」

(4) 就業

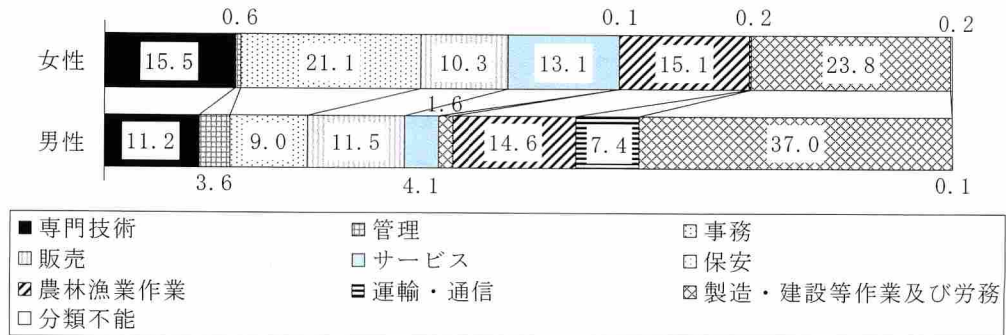
平成12(2000)年の年齢別の女性労働力率は20～24歳の74.8%をピークに、35～39歳で59.2%にまで落ち込んだ後、ゆるやかに上昇し、45～49歳で76.7%と再度ピークを迎えた後、下降していくMカーブになっています。県・国平均と比べると25～29歳を除くすべての年齢で高い値です。

性別に、職業別就業者割合をみると、「事務職」「サービス職」は女性で高く、「管理職」「運輸・通信」「製造・建設等作業及び労務等」は男性で高くなっています。



資料：国勢調査

性別にみた職業（大分類）別就業者割合



資料：国勢調査（平成12年）

(5) 方針決定過程への女性の登用

① 審議会等への女性の登用状況

市議会議員 30 人のうち女性議員は平成 17(2005)年 10 月現在 1 人で、女性比は 3.3%です。

審議会等は法律により設置が義務づけられているものの他に、市で任意に設置しているものまで合わせると、平成 17 年 4 月 1 日現在 39 設置しています。委員総数は 779 人で、うち女性委員の数は 141 人と、女性比は 18.1%です（36 頁参照）。

地方自治法に基づく 6 委員会、女性委員がいる委員会は 3（50.0%）、委員総数 75 人で、うち女性委員は 7 人、女性比は 9.3%です。

地方自治法（180条の5）に基づく委員会等の女性の登用

単位：人

名 称	委員総数	うち女性数 (%)
教 育 委 員 会	5	1 (20.0%)
選 挙 管 理 委 員 会	4	0 (0.0%)
人 事 委 員 会	3	0 (0.0%)
監 査 委 員	2	0 (0.0%)
農 業 委 員 会	56	5 (8.9%)
固定資産評価審査委員会	5	1 (20.0%)
合 計	75	7 (9.3%)

資料：市資料（平成17年4月1日現在）

② 自治会長、PTA会長における女性役員の状況

平成 17(2005)年 4 月 1 日現在、自治会長、小中の P T A 会長とも女性はいません。P T A の会長以外の女性役員割合は、小学校で 50.0%、中学校で 54.5%です（36 頁参照）。

③ 市役所における女性役付職員の状況

平成17(2004)年4月1日現在の本市の職員総数は785人で、男437人(55.7%)、女348人(44.3%)です。役付職員に占める女性の割合は29.3%で、課長1.2%、課長補佐5.2%、係長22.9%です。一般職に占める女性の割合は61.6%です。

課長補佐級以上の女性管理職員割合の推移をみると、平成12年から16年にかけては8.1~9.8%前後でしたが、平成17年には14.7%と5ポイント近く上昇しています。

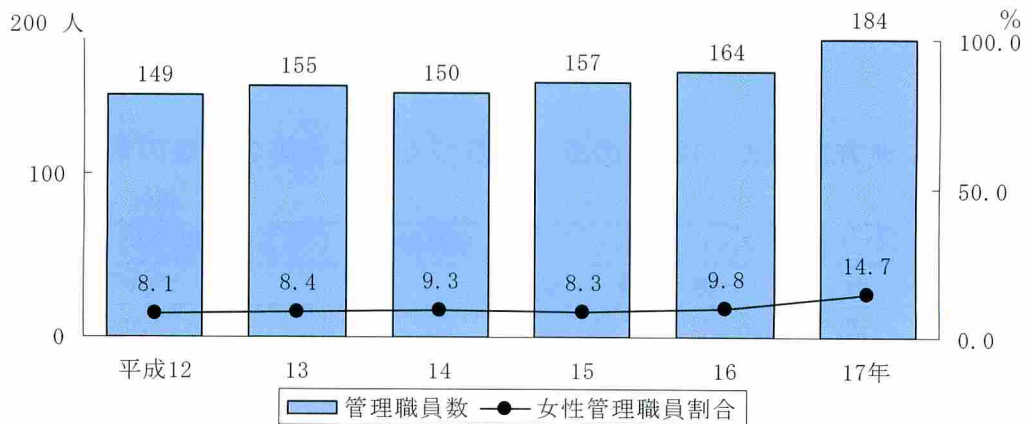
女性の役付職員（係長及び係長相当職以上）と一般職への登用状況

単位：人、(%)

全 体	うち 女性	役 付 職 員				一 般 職 員	うち 女性	
		うち 女性	課長	課長 補佐	係長			
785 (100.0)	348 (44.3)	420 (100.0)	123 (29.3)	5 (1.2)	22 (5.2)	96 (22.9)	365 (100.0)	225 (61.6)

資料：市資料（平成17年4月1日現在）

女性管理職員（課長補佐以上）割合の推移



資料：市資料（平成17年4月1日現在）

3 大洲市の特徴的な取組

(1) 学校教育における男女平等

家庭科や技術科は男女の区別なく平等に授業があり、人権教育や学級活動等男女平等について考える場が与えられています。

また、生徒会長等の役員に就任する女子生徒が増え、男女関係なく意見を発表する機会が増えています。

(2) 家庭教育における男女平等

30～40代の親に対し、子どもの体験機会の充実に向けて、親の通信講座（特に父親）を行っています。

(3) 子育て支援

平成17（2004）年4月1日現在、大洲市内には公立19、私立2の保育所があります。現在、延長保育は2園で、一時保育は1園で実施しています。

大洲市地域子育て支援センターでは、育児不安の解消等、地域の子育て家庭の育児支援を行うとともに、子育てサークル等の育成・支援を行っています。

大洲市内には、3か所の児童館（大洲児童館、喜多児童館、徳森児童センター）があります。児童館では、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を図っています。

学童保育は、現在、喜多児童館において実施しており、未実施の地区では、保護者やボランティアによる子どもの居場所づくりを進めています。

地域における子育て支援

施設名称	概要
保 育 所	保育時間 平日 7:30～18:00 土曜 7:30～13:00 私立保育所は 17:00 まで
大 洲 市 地 域 子 育 て 支 援 セ ン タ ー	利用時間 9:00～17:00 休み 日曜日及び土曜日、祝祭日、年末年始
大 洲 児 童 館	開館時間 9:00～17:00
喜 多 児 童 館	休館日 毎週火曜日、第2・第4水曜日、祝祭日、 年末年始
徳 森 児 童 セ ン タ ー	

資料：市資料

(4) ひとり親家庭への支援

自立に向けた相談、経済的支援、就業支援などを行うとともに、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業などを行っています。

(5) 母子保健

妊娠・出産期の女性の健康管理を、保健センター及び、連絡所で行っています。

教室、相談、検診などの状況

事業名	内容
母子健康手帳の交付	妊娠届出の際に交付します。この手帳は、お母さんと生まれてくる赤ちゃんの健康状態を記録するもので母子の健康管理に役立ちます。同時に、妊婦健康診査受診票を発行します。
こんにちは赤ちゃんクラブ (母親学級)	初妊婦を対象に1コース3回の学級を4コース開催し、友達づくりや妊娠・出産・育児について体験を通して学習を行います。
パパ・ママセミナー (夜間両親学級)	初めてパパ、ママになる夫婦を対象に、夜間に子育て体験学習(子育ての心構え・赤ちゃんのおふろの入れ方)を行います。(9月と10月と2月の年3回実施しています。)

資料：市資料

(6) 男女共同参画事業

男女共同参画にかかわる事業としては、下表のような取組を行っています。情報提供として、「広報おおず」に毎月、男女共同参画に関する記事を1／2頁程度掲載しています。また、「おおず女性塾活動報告書」を2年に1回50頁程度のものを発行しています。

男女共同参画にかかわる事業

事業名	内容	
情報提供 市広報誌活用による 市民啓発活動	男女共同参画に関する情報の提供、女性団体連絡協議会及びおおず女性塾の活動紹介	
学習機会の提供	女性団体連絡協議会・ おおず女性塾活動	男女共同参画社会づくり推進県民大会やえひめ地域エンパワーメントカレッジ等への参加、先進地視察研修、男女共同参画社会づくりセミナーの開催
	おおず女性塾講座開設	2年1期として年5～7回程度の講座を開催し、男女共同参画や市の現状等について学習
相談事業 男女共同参画に関する相談	性別による差別や人権侵害等の相談事業	

資料：市資料

(7) 女性団体

市内で活動している主な女性団体は22団体で、各団体の活動状況は以下の表のとおりです。

主な女性団体の活動状況

団体グループ名	活動内容	女性 会員数
大洲市生活研究会	地域農産物を活用した加工・販売活動、研修会等への参加、会員による交流会、県連・地区連事業への参加など	126
大洲市PTA連合会 女性副会長会	児童生徒の健全育成を目指した活動、球技大会・研究大会・教育懇談会・PTA大学等への参加など	43
大洲市交通安全母の会	交通安全運動の実施、交通安全教室等への参加、県主催の各種会議等への参加、母親活動講習会の開催など	4,916
大洲市食生活改善 推進協議会	健康食フェア・ウォーク大会・リーダー研修会等の開催、すこやか体操・健康日本21活動の実践、その他支部活動など	609
大洲市バレーボール協会	各種大会の開催・参加、勉強会の開催など	287
大洲市地域活動連絡協議会	遊び場安全点検活動の実施、各種大会・会議等への参加など	660
大洲市母子寡婦福祉連合会	日常生活支援事業、特別相談事業、フクシ物資販売事業、フクシ事業懇談会説明、自動販売機事業、研修会・大会等への参加など	381
国際ソロプチミスト大洲	保育所図書贈呈、国際婦人デー記念講演会の開催、チャリティバザーの実施、大会等への参加など	26
大洲商工会議所女性会	各種講習講演会・研修会の開催、会員視察研修会の実施、若手後継者等育成事業への積極的な参加など	96
大洲市民生児童委員協議会	児童委員・主任児童委員活動の積極的推進、ボランティアの育成と連携活動の推進、生活援護事業の強化推進、共同募金運動への協力、社会福祉協議会の基盤整備と事業への積極的協力など	90
大洲・喜多地区 更生保護女性会	施設慰問、研修会等への参加、社会を明るくする運動の推進、青少年の犯罪防止活動など	700
大洲市老人クラブ連合会 女性部	研修会等の開催、ふるさと美化運動の実施、寝たきり老人慰問、三世代交流や高齢者スポーツ大会への参加など	1,769
大洲市保育会	講演会や研修会等への参加など	198
一七会（大洲市退職 女子教職員の会）	研修旅行や趣味の会の実施、ボランティア活動など	35
えひめ生活センター 友の会 大洲部会	消費生活展・料理講習会の実施、研修会や大会等への参加、県主催事業等への参加など	21
J A 愛媛たいき女性部	研修会・大会等の開催、介護教室・講習会等への参加、組織直販の取組など	1,164
大洲市連合婦人会	部会活動、青少年の健全育成子育て支援活動、学校との連携による青少年の体験活動、福祉学習・人権同和教育の推進など	1,050
大洲ふじかげコーラス	研修旅行・コンサートの開催、ボランティア活動、市民文化祭等への参加など	42
大洲市傷痍軍人会妻の会	各種大会・講演会・平和祈願祭・合同追悼式等への参加など	30
長浜町商工会女性部	各種講習講演会・研修会の開催、会員視察研修会の実施、若手後継者等育成事業への積極的な参加など	93
川上商工会女性部	奉仕作業（空き缶拾い）、イベント参加、研修会、不用品回収など	32
肱川愛あい会	花壇・イルミネーション設置、自己研修（学習会）、各種イベントへの参加など	11

資料：市資料

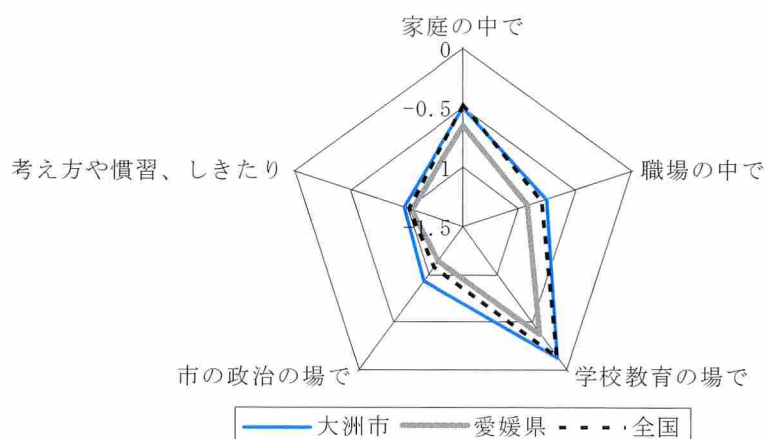
4 男女共同参画に関わる市民・事業者の実態・意識

「大洲市男女共同参画推進計画策定のためのアンケート調査（大洲市総合計画策定のためのアンケート調査^{※1}と合同実施）」（以下、「市民アンケート調査」という。）、「『大洲市男女共同参画推進計画』策定のための事業所アンケート調査^{※2}」（以下「市事業所アンケート調査」という。）の結果からみた男女共同参画に関わる市民・事業者の実態・意識は次のとおりです。

(1) 分野別の男女平等感

分野別の男女平等感について、県平均と比べると、すべての項目で男女平等感が高く、特に「学校教育の場で」「市の政治の場で」「職場で」で顕著です。国平均よりは「市の政治の場で」で男女平等感が高い他は、ほぼ同じ傾向です。

男女平等感（県・国平均との比較）



注：「女性は優遇されている」を（+2）、「どちらかといえば女性が優遇されている」を（+1）、「平等である」を（0）、「どちらかといえば男性が優遇されている」を（-1）、「男性が優遇されている」を（-2）として、平均値を算出した。

資料：全国は、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成16年）。県は、県男女参画課「男女共同参画に関する世論調査」（平成16年）。市は、「市民アンケート調査」（平成17年）。

(2) 家事等の担当者

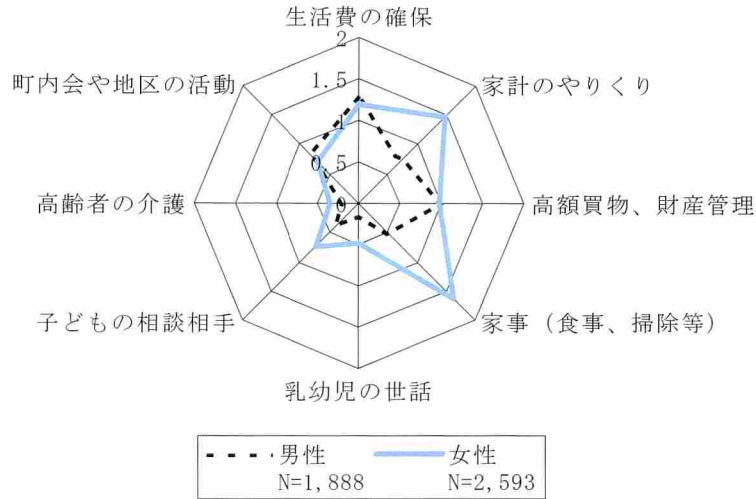
「家事」「家計のやりくり」の担当は圧倒的に女性が高く、「乳幼児の世話」「子どもの相談相手」「高齢者の介護」なども女性が高くなっており、依然として性別による固定的な役割分担が現れています。「高額買物、財産管理」「生活費の確保」「町内会や地区活動」は性別による大きな違いはみられません。

※1 「大洲市総合計画策定のためのアンケート調査」：市内在住の18歳以上男女を対象に郵送法により、平成17年9月実施。配布数10,000票（無作為抽出）。有効回答数4,528票（有効回答率45.3%）。

※2 『大洲市男女共同参画推進計画』策定のための事業所アンケート調査：市内民間事業所（従業員数50人以上）33社から22社を抽出し、郵送法により平成17年10月実施。配布数22票。有効回答数17票（有効回答率77.3%）。

性別・年齢別にみると、「生活費の確保」は40歳代、50歳代で男性が少し高い他は性別で大きな差はありません。「家計のやりくり」は30歳代から60歳代では、女性が主に担い、男性はときおり手伝うという傾向です。

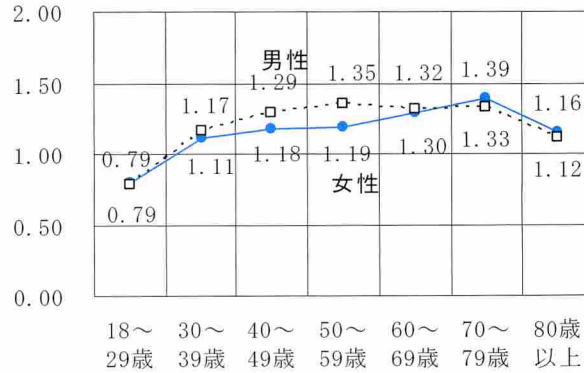
性別にみた家事等の主な担当者



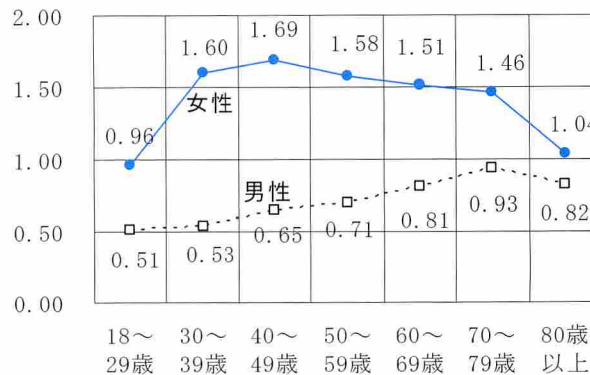
注: 「自分が主にやっている」を(+2)、「分担してやっている」を(+1)、「ときおり手伝っている」を(+0.5)、「ほとんどやらない」を(0)、「今は必要が無い」を(0)として、平均値を算出した。資料: 市民アンケート調査

性別・年齢別にみた、家事等の主な担当者

生活費（年金を含む）の確保



家計のやりくり

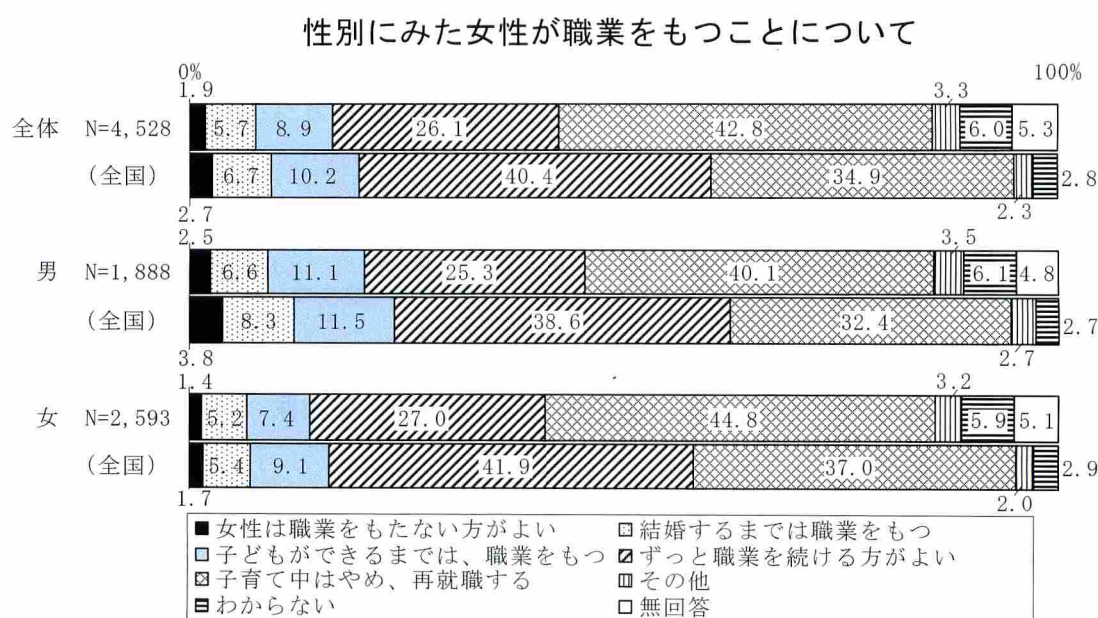


注: 「自分が主にやっている」を(+2)、「分担してやっている」を(+1)、「ときおり手伝っている」を(+0.5)、「ほとんどやらない」を(0)、「今は必要が無い」を(0)として、平均値を算出した。資料: 市民アンケート調査

(3) 女性が職業をもつことについて

女性が職業をもつことについて、「子育て中はやめ、再就職する」が42.8%で高く、次いで「ずっと職業を続ける方がよい」が26.1%、「子どもができるまでは職業をもつ」が8.9%、「結婚するまでは職業をもつ」が5.7%などです。性別で大きな意見の差はありませんが、わずかに「子育て中はやめ、再就職する」が女性で高く、「子どもができるまでは職業をもつ」が男性で高い傾向です。

全国と比べて、大洲市では「子育て中はやめ、再就職する」が最も高く（全国より+7.9ポイント）なっていますが、全国では「ずっと職業を続ける方がよい」が最も高く（大洲市より+14.3ポイント）なっています。



資料：全国値は、男女共同参画社会に関する世論調査（平成16年11月）
市は、市民アンケート調査

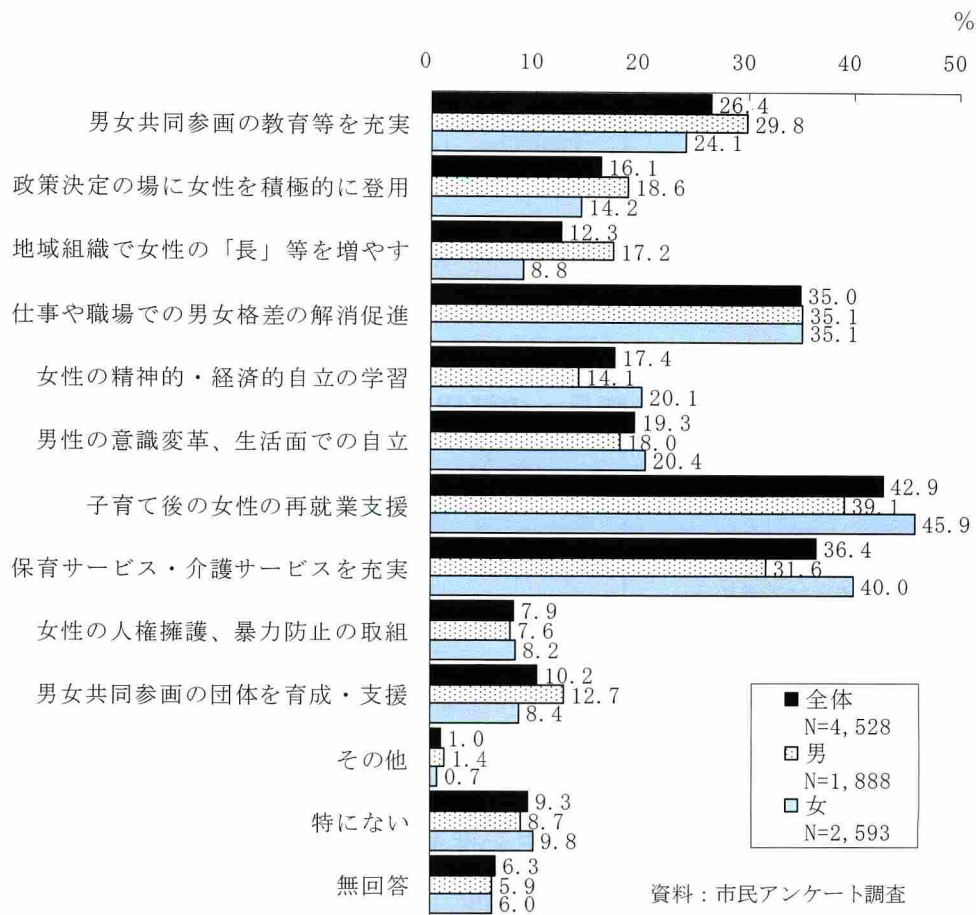
(4) 男女があらゆる場面に積極的に参加していくため必要なこと

男女があらゆる場面に積極的に参加していくため必要なこととして、「子育て後の女性の再就業支援」42.9%、「保育サービス・介護サービスを充実」36.4%、「仕事や職場での男女格差の解消促進」35.0%、「男女共同参画の教育等を充実」26.4%などがあげられています。

性別で意見の違いをみると、男性の方が高いのは「地域組織で女性の「長」を増やす」17.2%（女性より+8.4ポイント）、「男女共同参画の教育等を充実」29.8%（同+5.7ポイント）、「政策決定の場に女性を積極的に登用」18.6%（同+4.4ポイント）、「男女共同参画の団体を育成・支援」12.7%（同+4.3ポイント）などです。逆に、女性の方が高いのは「保育サービス・介護サービスを充実」40.0%（男性より+8.4ポイント）、「子育て後の女性の再就業支援」45.9%

(同+6.8 ポイント)、「女性の精神的・経済的自立の学習」20.1% (同+6.0 ポイント) などです。

男女があらゆる場面に積極的に参加していくため必要なこと（3つ選択）



(5) 企業における女性の活用

女性の採用について、市内事業所は「目標を定めて積極的に進める」が11.8%、「目標は定めないが積極的に進める」が52.9%と、積極的に女性の採用を進める意向がある事業所は6割を超えています。また、女性の役付職員への登用についても6割近くの事業所が積極的に進めるとしています。女性の採用、役付職員への登用ともに積極的に進める意向は県平均より高い割合です。

女性の採用を推進する理由は「女性の能力活用による経営の効率化」「顧客ニーズを的確に把握するため」がともに63.6%と高く、あとは「女性と男性に能力の差はない」が45.5%、「会社のイメージアップにつながる」27.3%などがあげられています。県平均と比べると、「会社のイメージアップにつながる」を除くすべての項目で低く、特に「女性と男性に能力の差はない」は25.4ポイント低い割合です。「社会的すう勢、法律の規定」「労働力人口の減少が見込まれ

る」は0%と、県平均が10%を超えているのに比べて特徴的です。

女性の採用についての考え方

女性の採用についての考え方	全体		50~99人		100人以上	
	大洲市 N=17	県調査 N=1,051	大洲市 N=4	県調査 N=129	大洲市 N=13	県調査 N=67
目標を定めて積極的に進める	11.8	12.1	0.0	18.6	15.4	17.9
目標は定めないが積極的に進める	52.9	21.6	75.0	27.9	46.1	34.3
特に積極的に進める予定はない	23.5	26.2	0.0	28.7	30.8	6.0
無回答	11.8	40.2	25.0	24.8	7.7	41.8

注：県調査の対象は5人以上の事業所で、規模の区分は30~99人、100人以上である。
資料：市事業所アンケート調査

女性の役付職員への登用についての考え方

女性の役付職員への登用についての考え方	全体		50~99人		100人以上	
	大洲市 N=17	県調査 N=1,051	大洲市 N=4	県調査 N=129	大洲市 N=13	県調査 N=67
目標を定めて積極的に進める	11.8	7.6	0.0	7.8	15.4	6.0
目標は定めないが積極的に進める	47.1	17.5	50.0	26.4	46.1	34.3
特に積極的に進める予定はない	17.6	32.1	25.0	38.8	15.4	17.9
無回答	23.5	42.8	25.0	27.1	23.1	41.8

注：県調査の対象は5人以上の事業所で、規模の区分は30~99人、100人以上である。
資料：市事業所アンケート調査

女性の採用を推進する理由

女性の採用を推進する理由	大洲市 N=11	県調査 N=986
女性の能力活用で経営の効率化	63.6	73.4
労働力人口の減少が見込まれる	0.0	11.6
女性と男性に能力の差はない	45.5	70.9
顧客ニーズを的確に把握するため	63.6	63.8
社会的すう勢、法律の規定	0.0	15.8
会社のイメージアップにつながる	27.3	17.8
経費が節約できる	9.1	9.3
取引先の要請に応えるため	0.0	5.4
女性職員や労働組合の要請に応える	0.0	2.0
その他	18.2	8.5
無回答	0.0	

注：県調査の対象は5人以上の事業所
資料：市事業所アンケート調査

第2章

大洲市がめざす

男女共同参画社会

ともに創る活力あふれるまち・大洲

～きらめき男女共同参画プラン～

本市は将来像を「きらめき創造 大洲市 ～みとめあい ささえあう 肱川流域都市～」と定め、住民と行政が力をあわせて、美しい自然環境の中で暮らし、力強く働き、心豊かな生活ができるまちづくりを進めています。

男女がともに力強く働き、ともに心豊かな生活を享受できる活力ある大洲市をめざして、この計画の基本理念を「ともに創る活力あふれるまち・大洲」、計画名称を「きらめき男女共同参画プラン」とし、「大洲市男女共同参画推進条例*」（第3条）に掲げる8つの基本理念に基づいて取組を推進します。

「大洲市男女共同参画推進条例」（第3条）に掲げる8つの基本理念

- (1) 男女が共に性別による差別的扱いを受けることなく、能力を発揮する機会が均等に確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 市における施策又は事業者その他の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が家族の一員としての役割を果たし、家庭生活における活動と社会のあらゆる分野における活動の両立ができるよう配慮されること。
- (5) 男女が均等な就業環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことができるよう配慮されること。
- (6) 自立の精神と男女平等の意識が育まれる教育が確保されること。
- (7) 生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (8) 男女共同参画の推進に関する取組は、国際社会及び国内における取組と協調して行われること。

第2節 計画の施策目標

「大洲市男女共同参画推進条例*」（第3条）に掲げる8つの基本理念に基づき、この計画の基本理念「ともに創る活力あふれるまち・大洲」を実現していくにあたっての施策目標を次のように設定します。

- 1 女性の人権尊重、暴力の根絶
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、実践支援
- 3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 4 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 5 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 6 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
- 7 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 8 生涯を通じた女性の健康支援
- 9 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

第3節 施策の体系

計画の基本理念の実現に向けて取組む施策の体系は以下のとおりです。

施策の体系



第3章

基本計画

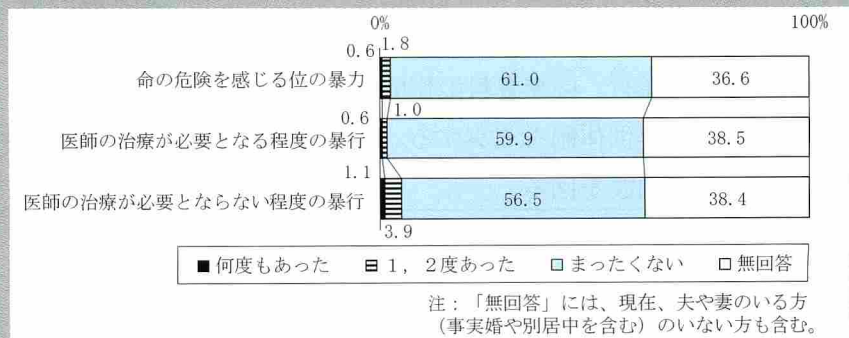
第1節 女性の人権尊重・暴力の根絶

大洲市男女共同参画推進条例*では、男女共同参画推進の基本理念の1つに「男女が共に性別による差別的扱いを受けないこと」を掲げ、セクシュアル・ハラスメント*、ドメスティック・バイオレンス*等の暴力行為の禁止（第8条）、暴力行為を助長し、人権を侵害する表現を行わない配慮（第9条）を定めています。

平成16(2004)年に県が実施した「男女共同参画に関する世論調査※」（以下、「県世論調査」という。）によると、夫婦間の暴力の実態は、「命の危険を感じる位の暴力」の「経験がある」（「何度もあった」と「1、2度あった」の合計）は2.4%、「医師の治療が必要となる程度の暴行」は1.6%、「医師の治療が必要とならない程度の暴行」は5.0%です。これら経験者のうち、暴力を受けたことを「どこ（だれ）にも相談しなかった」は67.8%と7割近くが、我慢したり自分で解決したりしています。

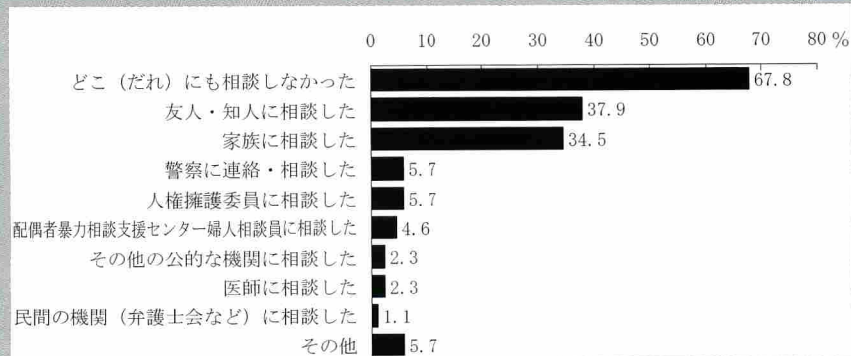
女性の人権を尊重する社会づくりを進め、女性に対するあらゆる暴力をなくすことが課題です。

●夫婦間の暴力の実態



資料：県世論調査

●暴力を受けた場合の相談先



資料：県世論調査

※ 「男女共同参画に関する世論調査」：県内に在住する満20歳以上の男女を対象に留置方式により平成16年11月に実施。配布数1,200票（選挙人名簿から層化2段無作為抽出）。有効回答数961票（有効回答率80.1%）

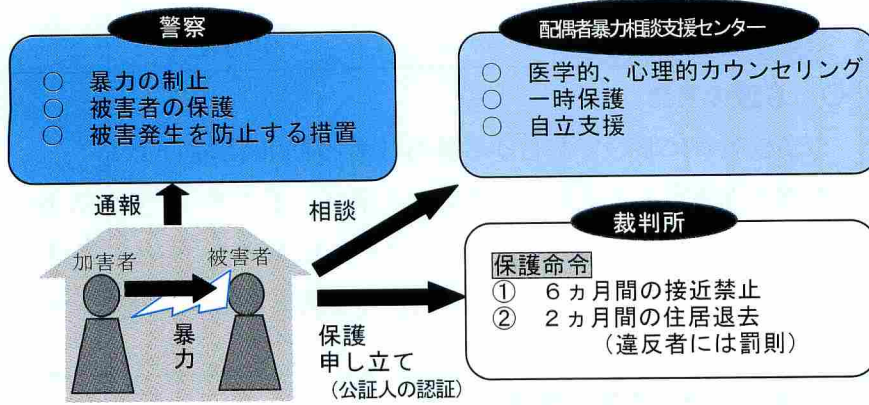
主要施策

- ①男女共同参画推進の広報・啓発活動の展開
- ②男女共同参画の視点に立った表現の推進
- ③異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実

主要施策	具体的な取組	主な担当課
①男女共同参画 推進の広報・ 啓発活動の展 開	○ 男女共同参画都市宣言の実施 行政・市民・企業等が一体となって男女共同参画社会づくりを進めることについて、市民をはじめ広く全国に明らかにするために男女共同参画都市宣言を実施する。	企画調整課
	○ 男女共同参画意識の啓発 男女共同参画社会基本法*の周知、「男女共同参画週間（毎年6月23日～29日）」や「男女共同参画月間（10月）」のPRを推進する。	
	○ 男女共同参画情報の収集・提供体制の充実 国外・国・県及び市町村を中心とした情報収集に努めるとともに、広報「大洲」、市ホームページの活用、情報誌の発行、啓発資料の作成など、多様な手段を利用した情報提供体制を充実する。男女共同参画ホームページの早期開設を図る。	
②男女共同参画 の視点に立っ た表現の推進	○ 市職員の男女共同参画意識の向上 男女共同参画研修の実施、大洲市特定事業主行動計画の周知・推進など、市職員の男女共同参画意識の向上を図る。	人事秘書課
	○ 市の広報活動における表現の徹底 県「男女共同参画の視点からの公的広報の表現に関するガイドライン*」を活用し、市の広報活動、刊行物において男女共同参画の視点に立った表現を徹底する。広報担当者・記事作成者の研修の実施、担当課のチェック体制づくりを検討する。	企画調整課
	○ 男女共同参画の視点からの表現の啓発 男女の人権を尊重した表現についての取組をメディアに関連する企業・団体等へ啓発する。	人権啓発課 企画調整課

	<p>○ 不適切な性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年等の保護</p> <p>性・暴力表現を扱ったメディアから青少年を保護するとともに、これらに接することを望まない者に対する方策を推進する。</p>	<p>生涯学習課 学校教育課</p>
<p>③異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実</p>	<p>○ 意識の啓発</p> <p>学校教育においてあらゆる暴力行為の防止に向けた指導を充実するとともに、地域でも講座、ポスター、女性に対する暴力撤廃国際日（毎年11月12日から11月25日）の取組などにより女性に対する暴力を許さない意識の啓発を行う。</p>	<p>人権啓発課 学校教育課</p>
	<p>○ 暴力の発生を防ぐ環境づくり</p> <p>暴力防止の法制度の周知、人権擁護委員、民生児童委員等を対象とした研修会等の実施、暴力に対する自衛・対応策の習得、職場等でのセクシュアル・ハラスメント*防止対策の促進、苦情処理機関の周知など、暴力の発生を防止する環境づくりを進める。</p>	<p>人事秘書課 商工観光課 社会福祉課</p>
	<p>○ 相談しやすい体制づくり</p> <p>男女共同参画に関する相談窓口の周知に努めるとともに、プライバシーに十分配慮した相談体制を整備する。相談内容の複雑化・深刻化に対応できるよう県等関係機関と連携しながら、相談担当者の研修を充実する。</p>	<p>社会福祉課 人権啓発課 企画調整課</p>
	<p>○ 被害者等への支援</p> <p>虐待防止ネットワークの連携の強化を図る。配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす愛媛県婦人相談所、愛媛県女性総合センター及び民間被害者援助団体等とも連携し、被害者等の一時保護、自立支援などに努める。</p>	<p>社会福祉課 保健センター 学校教育課 企画調整課</p>

「DV防止法」の仕組み



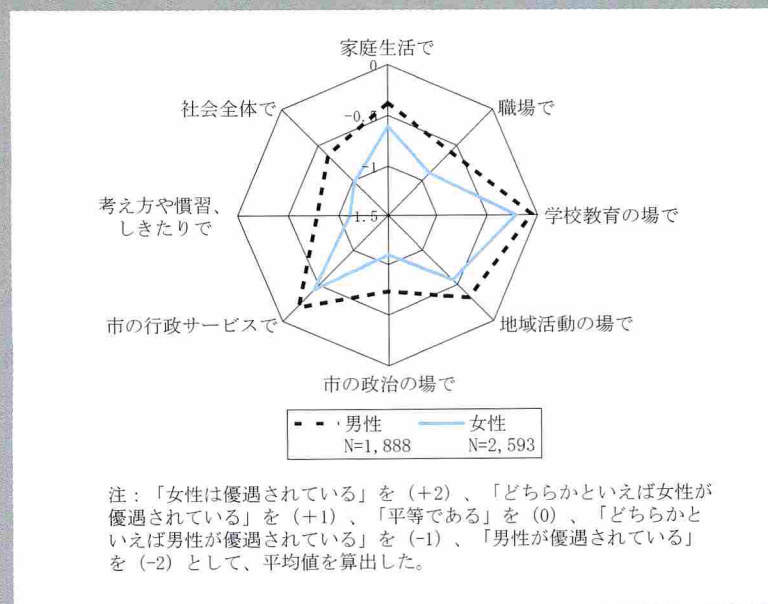
第2節 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、実践支援

大洲市男女共同参画推進条例*では、男女共同参画推進の基本理念の1つに「性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行の影響への配慮」を掲げ、市民の責務としてジェンダー*による制度・慣行の改善を定めています（第5条）。

「市民アンケート調査」によると、市民の男女平等感は、「市の政治の場で」「考え方や慣習、しきたりで」をはじめとするすべての分野で、男性が優遇されているという意見です。性別にみると、すべての分野で女性の不平等感が高くなっています。

様々な制度や慣行について、男女共同参画の視点から社会制度・慣行の見直しを促進するとともに、女性のチャレンジ支援、男女共同参画を推進する法制度の理解促進などが課題です。

● 性別・分野別にみた男女平等感



資料：市民アンケート調査

主要施策

- ①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- ②女性のチャレンジ支援
- ③男女共同参画を推進する法制度の理解促進

主要施策	具体的な取組	主な担当課
①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	<p>○ 男女の活動の選択に中立でない制度についての問題提起と啓発の推進</p> <p>男女共同参画の視点に立って社会制度を見直し、男女の一方の性に偏った制度について、関連機関との連携により広報・啓発活動を推進する。</p>	企画調整課 全課
	<p>○ 地域の慣行・しきたり見直しの支援</p> <p>地域に残る性別役割分担意識、女性蔑視にもとづく慣行・しきたりについて、市民・地域団体による見直しの取組を支援する。</p>	
	<p>○ 市の施策・事業の男女平等度評価の実施</p> <p>市職員の研修の実施、男女別統計の作成などに基づき、国等の手法を参考にしながら、市の主要な施策・事業の男女平等度評価を実施する。</p>	
	<p>○ 職場における慣行を見直し</p> <p>市が率先して、職員の仕事の分担、昇進などの慣行の見直しを行うとともに、関係機関と連携しながら、職場における男女共同参画を阻害する慣行の見直しについて啓発を行う。</p>	
②女性のチャレンジ支援	<p>○ 相談申出への対応</p> <p>性別による差別的な扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談申出について関係機関等と連携し適切な措置を講じる。</p>	社会福祉課 人権啓発課 企画調整課
	<p>○ チャレンジへの情報提供</p> <p>チャレンジに必要な情報をワンストップで入手できるよう、国・県の関連機関サイト等ともリンクした支援事業の検索システムを構築する。</p>	企画調整課

③男女共同参画 を推進する法 制度の理解促 進	○ 「大洲市男女共同参画推進条例*」の周知 市ホームページへの掲載、パンフレットの作成配布な ど、大洲市男女共同参画推進条例の周知を図る。	企画調整課
	○ 男女共同参画関連の国内法令、条約の周知 男女共同参画に関係の深い国内法令、条約等につい て、誰もが理解しやすい形で広報し、学校教育や社会教 育においても法令等により、保障される人権に関して正 しい知識の普及を図るなど、内容の周知に努める。	人権啓発課 生涯学習課 学校教育課 企画調整課

第3節 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

大洲市男女共同参画推進条例*では、男女共同参画推進の基本理念の1つに「市の施策、事業者等における方針の立案・決定への男女共同参画」を掲げ、市は人事管理、委員会・審議会等委員の任命にあたって積極的改善措置を講じることを定めています（第11条）。

本市の審議会等への女性登用率は18.1%です（平成17(2005)年4月1日現在）。地域組織においては、女性の自治会長がいないなど、代表は男性という慣行が根強くあり、地域活動の意思決定への女性の参画を阻害するだけでなく、地域組織の代表として市の政策の企画や方針決定の場である審議会等への参画の機会も少なくなるという結果をもたらしています。また、県が実施した「男女共同参画の推進に関する事業所アンケート調査※」によると、係長相当職の女性登用率は20.6%、課長相当職14.7%、部長相当職10.0%です。

豊かで、活力ある大洲市をめざして、市の政策決定過程への女性の参画を積極的・計画的に進めるとともに、自治会等の地域組織、企業等の方針の決定への参画が課題です。

●審議会等における女性委員の登用状況

	審議会等		延べ総委員等数		女性委員比率
		うち女性委員のいる審議会等		女性委員数	
地方自治法（第202条の3）に該当する審議会	28	23	630	123	19.5%
地方自治法（第180条の5）に該当する審議会等数	6	3	75	7	9.3%
小計	34	26	705	130	18.4%
要綱・規定等に基づき市が独自に設置している審議会等	5	5	74	11	14.9%
合計	39	31	779	141	18.1%

資料：市資料（平成17年4月1日現在）

●自治会長、PTA等会長における女性役員

項目		女性役員数		役員総数
区長会等	区長会・自治会等会長	0	0.0%	4
	会長以外の役員	0	0.0%	62
小学校	PTA会長	0	0.0%	28
	会長以外の役員	31	50.0%	62
中学校	PTA会長	0	0.0%	9
	会長以外の役員	12	54.5%	22

資料：市資料

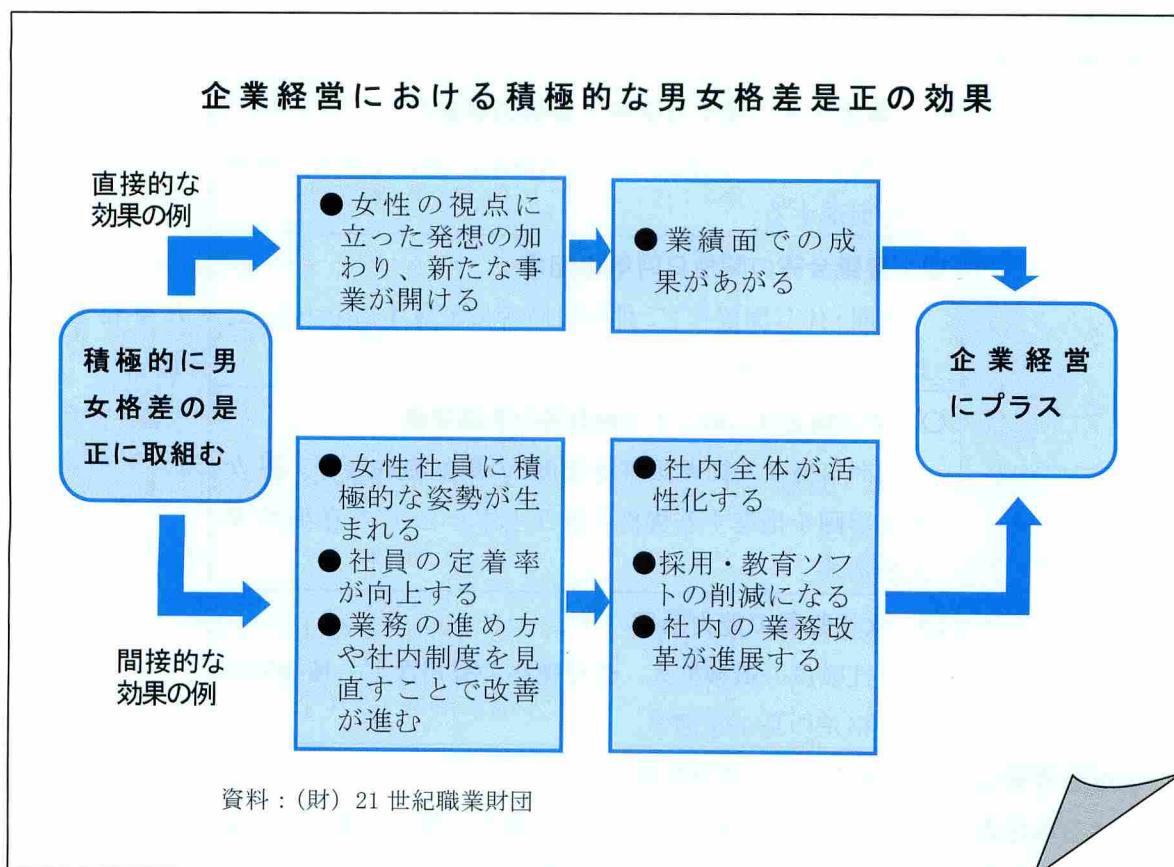
* 平成16年11月に常用雇用5人以上の県内事業所2,000の従業員男女各1名を対象に実施。有効回答数1,051（従業員1,835人）。

主要施策

- ①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ②地域組織等における取組の支援、協力要請
- ③企業等の取組の支援、協力要請

主要施策	具体的な取組	主な担当課
①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	○ 審議会等への目標女性登用率の設定 平成27(2015)年までに、審議会等の女性登用率が30%以上となることを目標とする。	人事秘書課 全 課
	○ 審議会等に関する条例・要綱の見直し 公募委員枠の拡大など、委員選出に関わる項目の見直しを促進する。	
	○ 審議会等の開催日時等の配慮 夜間・休日開催など、開催日時等に配慮するとともに、託児体制の整備に努める。	
	○ 管理職をはじめとする職員等の意識啓発 大洲市男女共同参画推進条例*の周知徹底など、男女共同参画を推進する責務を負う主体としての意識啓発に努める。	
②地域組織等における取組の支援・協力要請	○ 地域住民の意識啓発 女性の地域活動における固定概念や慣行を解消し、実際に活動を担っている人が組織の代表になるという意識啓発に努める。	生涯学習課 企画調整課
	○ 女性リーダーの育成 地域の組織・団体において指導的な役割を果たせるよう学習機会の提供に努める。	
	○ 市民の自主的な取組みの支援 市内各種サークル・グループ等での男女共同参画推進に関わる自主的な学習・研修会の実施を働きかけ、資料提供、指導者派遣などを支援する。	生涯学習課

③企業等の取組の支援、協力要請	○企業における積極的な格差是正の促進 男女共同参画を進める事業所の表彰制度の周知、実践例の情報提供と普及に努めるなど、企業における積極的な男女格差の是正を促進する。	商工観光課 企画調整課
	○市内事業所の取組支援 市内事業所等での男女共同参画推進に関わる啓発活動、自主的な学習・研修会の実施を働きかけ、資料提供、指導者派遣などを支援する。	



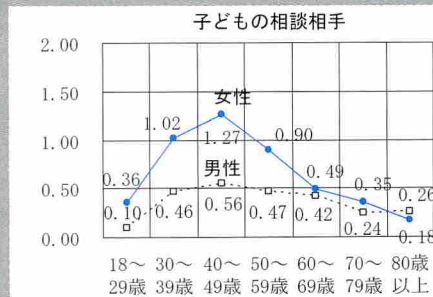
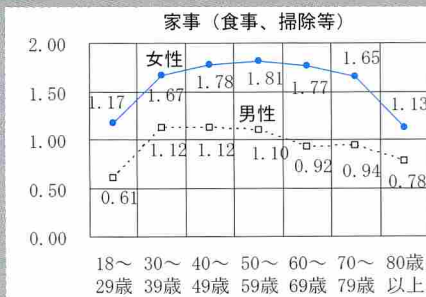
第4節 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

大洲市男女共同参画推進条例*では、男女共同参画推進の基本理念の1つに「男女が家庭生活と地域・職域等での活動が両立できるよう配慮されること」を掲げ、事業者は両立ができる就業環境の整備に努めることを定めています（第6条）。

「市民アンケート調査」によると、日常の家事・育児等は、有職・無職を問わず女性が多くを担っており、「仕事も家庭も」と過重な負担をしいられている女性が少なくない状況です。「県世論調査」によると、男性の家事等への参加に必要なこととして、男女ともに「社会通念、慣習、しきたりを改める」「夫婦間で十分に話し合う」「労働時間短縮や休暇制度を普及させる」が高い割合ですが、女性では「ライフスタイル*の変化に対する抵抗感をなくす」が、男性では「仕事中心という社会全体の仕組みを改める」なども高くなっています。

男女が相互に協力し、社会から必要な支援を受けながら、仕事と家庭生活・地域活動とのバランスがとれた生活を実現していくことが課題です。

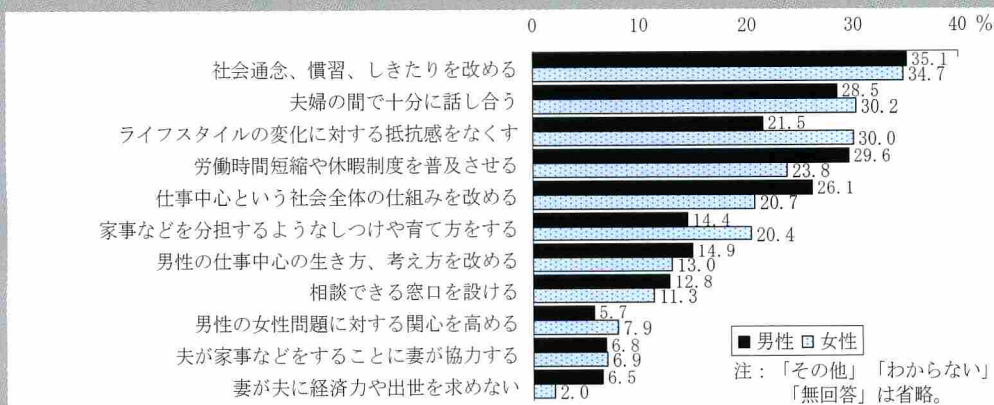
●家事、子どもの世話の分担



※「自分が主にやっている」を(+2)、「分担してやっている」を(+1)、「ときおり手伝っている」を(+0.5)、「ほとんどやらない」を(0)、「今は必要がなし」を(0)として、平均値を算出した。

資料：市民アンケート調査

●男性の家事等への参加に必要なこと（3つまで選択）



資料：県世論調査

主要施策

- ①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
- ②多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
- ③地域社会への男女の共同参画の促進

主要施策	具体的な取組	主な担当課
①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	<p>○ 男性の家事等への参加について意識の醸成</p> <p>「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(ILO第156号条約*)の周知・普及を図るとともに、男性の家事・育児・教育への参加促進に向けて講演会・セミナーなどにより、市民・地域・職域の意識の醸成を促進する。</p>	商工観光課 生涯学習課 企画調整課
	<p>○ 次代の親の育成</p> <p>子どもが男女とも家事を手伝うよう、啓発を行うとともに、子ども料理教室や通学合宿の実施などの充実を図る。また、男女が協力して家事・育児・教育を行う意義について広報・啓発を行う。</p>	社会福祉課 生涯学習課 学校教育課 企画調整課
	<p>○ 男料理教室</p> <p>健康教育の一環として豊かな食生活を推進し、男女共同参画の一助とする。</p>	保健センター 生涯学習課
	<p>○ 産休、育休の取得しやすい職場環境の実現</p> <p>産休、育休明けのスムーズな職場復帰ができるように人事管理面で考慮する。</p>	人事秘書課
	<p>○ 男女の働き方の見直し</p> <p>市が率先して「大洲市特定事業主行動計画」を推進するとともに、市内事業所へも育児休業・介護休業制度の普及定着を働きかける。</p>	人事秘書課 商工観光課
②多様なライフスタイル*に対応した子育て支援の充実	<p>○ 「子育ての社会化」へ意識改革の促進</p> <p>少子化対策基本法*、次世代育成支援対策推進法*等の周知により、全ての子育て家庭や若い世代へ社会的な支援の必要性について、市民、労働者、事業主等の意識改革を促進する。</p>	商工観光課 社会福祉課
	<p>○ 保育サービスの充実</p> <p>保育所の統廃合を図りながら、時間延長保育の実施など多様な保育サービスを提供できる体制を整える。</p>	社会福祉課

	<p>○ ひとり親家庭への支援</p> <p>生活上の複雑な問題の解決を図るため、弁護士等の専門家による特別相談事業を実施する。必要な援助が一貫して図れるようなサービスシステムの構築を検討する。</p> <p>就労に係る技術習得等の教育や講座への参加と資格取得への支援など、新たなサービスの創設を検討する。</p> <p>ひとり親家庭支援サービスのマネジメントを行う母子自立支援員の養成を検討する。</p>	社会福祉課
<p>③地域社会への男女の共同参画の促進</p>	<p>○ 男女による地域活動についての意識啓発</p> <p>地域消防活動への女性の参加拡大、ボランティア活動への男性の参加など、男女による地域・社会活動の重要性について意識の啓発を推進する。</p>	企画調整課
	<p>○ 市民の学習機会の充実</p> <p>市民や地域が抱える多様な生活課題、地域課題などに応じたテーマの選定、勤労者に配慮した日時設定、施設利用の配慮など、市民ニーズに応じた学習機会の充実を図る。</p>	生涯学習課 企画調整課
	<p>○ 地域活動の活性化</p> <p>地域づくりのリーダーなどの人材の発掘・養成に努め、地域コミュニティ活動やボランティア活動などの活性化を図る。</p>	
<p>○ 男女が参加するまちづくり活動</p> <p>地域文化・芸術の振興、伝統文化の伝承など、老若男女の市民が参加するまちづくりを推進する。</p>		

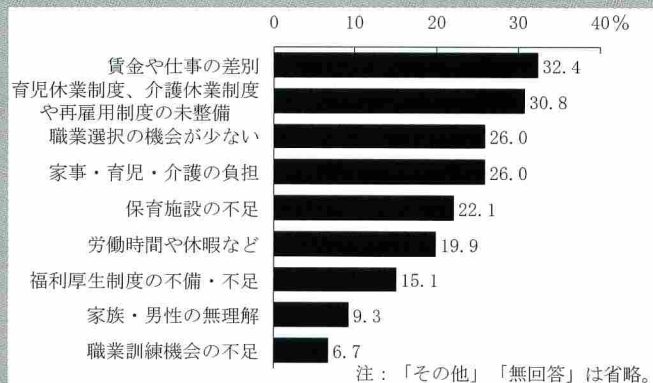
第5節 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

大洲市男女共同参画推進条例*では、男女共同参画推進の基本理念の1つに「経済活動において男女が均等な就業環境の下で協働して取組めるよう配慮されること」を掲げ、事業者はその体制の整備に努めることを定めています（第6条）。

「県世論調査」によると、愛媛県では女性が仕事を持つための条件が「整っている」とする割合は3%です。整っていないとする人はその理由として「賃金や仕事の差別」「育児休業制度、再雇用制度等の未整備」を3人に1人があげています。また、「市事業所アンケート調査」によると、事業所が人材に求める能力は性別で格差があり、女性には「情報処理能力」「接遇能力」を、男性には「企画力・行動力」を求める割合が高くなっています。

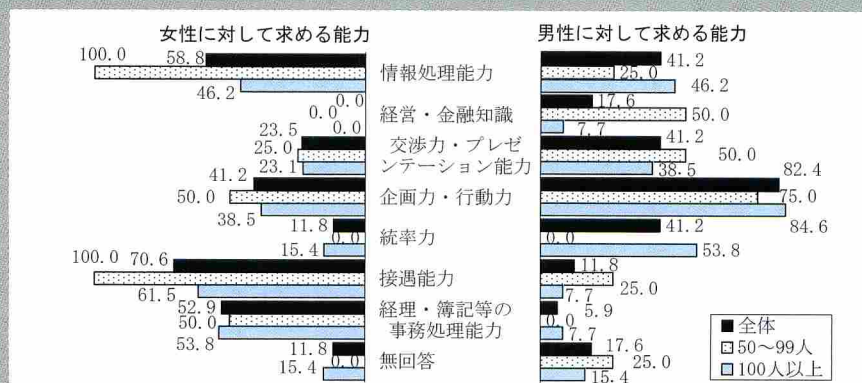
経済活動において男女が均等な就業環境の下で協働して取組むことができるために、均等な雇用環境の整備を促進するとともに、女性の能力発揮促進のための援助、多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備が課題です。

●愛媛県における女性の労働条件の不備（2つまで）



資料：県世論調査

●人材に求める能力（事業所規模別）（3つまで）



資料：市事業所アンケート調査

主要施策

- ①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の推進
- ②女性の能力発揮促進のための援助
- ③多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

主要施策	具体的な取組	主な担当課
①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	○ 労働関係法の周知・遵守の促進 あらゆる機会を通じて、市民、労働者、事業所・各種経済団体に対し、改正男女雇用機会均等法*、労働基準法等の周知に努めるとともに、雇用主へ遵守を呼びかける。	商工観光課 企画調整課
	○ 相談・情報提供体制の整備 均等な雇用にかかわる問題への対応として、労働相談窓口を設置している支援機関の周知・活用に努める。	
	○ 女性が働きやすい就業環境の整備 職場における性別による固定的な役割分担の慣習の是正、育児・介護休業制度の普及、労働者の健康づくり、母性保護及び母性管理の充実など、関係機関と連携しながら支援、情報提供を行う。	
	○ 男女共同参画のモデル職場づくり 市職員の採用、配置、研修、登用などにおける男女平等化を推進し、男女共同参画のモデル職場を目指す。	人事秘書課
②女性の能力発揮促進のための援助	○ 職業能力の向上機会の充実 パソコン教室など、職業能力の向上を図る学習機会の充実に努める。	商工観光課 生涯学習課
	○ 職業能力開発機会の周知 愛媛県職業能力開発協会等が実施する講習会・訓練等の周知と活用を促進する。	商工観光課
	○ 母子家庭等就業・自立支援センター事業 母子家庭及び寡婦等の自立促進と生活安定を図るため、キャリアカウンセラー*による就業相談や企業に対する協力依頼を行い、就業に必要な知識・技術が習得できる講習会を開催する。	商工観光課 社会福祉課

③多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	○ 商工会活動への男女共同参画の促進 商店街の活性化などの取組にあたって、女性の視点を生かすなど、商工会活動への男女共同参画を促進する。	商工観光課 企画調整課
	○ 女性の再就職の支援 出産等により離職し、再就職を希望する女性に対して、再就職支援セミナーの開催など支援を図る。	
	○ 多様な就業形態における就業環境の改善 市民、労働者、企業等に対して、パートタイム労働、派遣労働、在宅ワーク*など、多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知徹底を図る。	
	○ 働く場の創出 地域の特性を活かした企業誘致を図るとともに、若者や女性、退職者や高齢者などの雇用確保に向けて、空き店舗活用によるチャレンジショップ*の立ち上げなど起業への支援や農林水産物加工などの「地域工房」の育成を図る。また、生活密着型の商業・サービス業や情報産業などの起業支援、福祉などの特定非営利活動法人（NPO*）の立ち上げ支援など、雇用創造の積極的な取組を進める。	商工観光課
○ 女性起業家への支援 女性の視点・感性を活かし創業を考える女性起業家を支援することにより、女性の地位向上・経済的自立を促進する。		

第6節 活力ある農山漁村の実現にむけた男女共同参画の確立

我が国の農林水産業・農山漁村を再生するためには、農業就業人口の過半を占め、農林水産業や農山漁村社会で重要な役割を果たすとともに、食の安全・安心の確保という視点にも関心の高い農山漁村の女性の参画が不可欠とされています。

本市における家族経営協定*の締結農家数は徐々に増加し、締結農家の割合も上昇を続けていますが、平成17(2005)年で1.3%という状況です。農業分野の政策・方針決定過程への女性の参画は着実に進行していますが、きわめて緩やかなスピードです。また、全国的に、女性起業数は順調に増加していますが、6割が販売金額300万円未満であるなど小規模経営にとどまっているなど、更なる取組が必要です。

食料・農業・農村基本法においても、「女性の参画の促進」が明記されており、持続的な農林水産業の発展と活力ある農山漁村の実現に資するため、女性が自らの人生を自主的に設計し、その貢献に見合う評価を受け、仕事・家庭・地域において自信と充実感を持って暮らし、対等なパートナーとして男性とともに経営及びこれに関連する活動に参画していくことができる社会の形成が求められています。

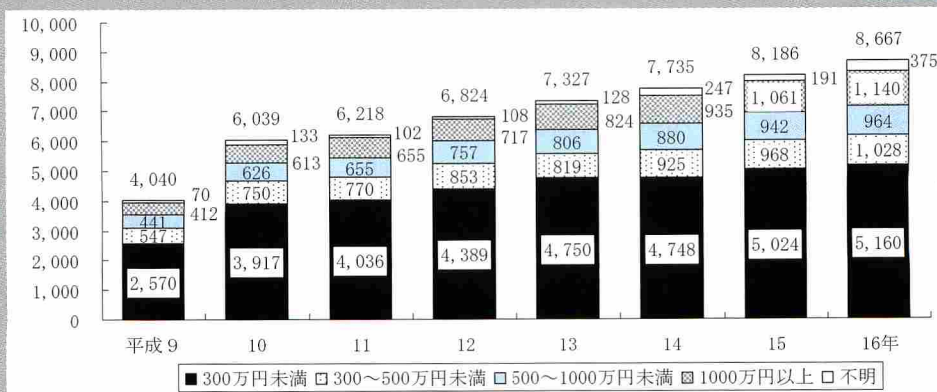
●家族経営協定の締結農家数の推移

(単位：戸)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
締結農家数 (割合)	1 (0.0%)	12 (0.3%)	21 (0.5%)	30 (0.7%)	40 (0.9%)	49 (1.3%)
農家総数	4,263	—	—	—	—	3,911

資料：市資料

●女性起業数の推移（販売金額別）



資料：農林水産省調べ

主要施策

- ①女性の経済的地位の向上
- ②就業条件・環境の整備
- ③女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

主要施策	具体的な取組	主な担当課
①女性の経済的地位の向上	○ 女性の経済的・社会的地位の向上 女性の経営参画に係る知識の普及を推進するとともに、地域社会における方針決定過程への参画を促進する。	農林水産課 農業委員会
	○ 大洲・内子いきいきネットワーク 農業委員の登用や方針決定の場における女性の社会参画づくりや女性の経営参画による男女共同参画を推進し、女性指導者として活動するための資質向上を図る。	
	○ 大洲市生活研究会交流会 女性認定農業者*による講演や情報交換等を行うことにより、女性の地位向上を図る。交流会等の周知方法や開催日時等を検討し、新規の参加者を増やす。	
②就業条件・環境の整備	○ 家族経営協定*について 家族経営協定についての研修を実施し、理解と推進を図る。	農林水産課 農業委員会
	○ 女性農業者の能力発揮 農作業の軽労働化など作業環境を改善するとともに、女性の感性を生かした多様な農業経営と起業化を支援する。	
③女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	○ 共に学ぶ男女共同参画問題 男性の家事1日体験や夫婦で学習・意見交換をする機会を設け、男性の家事参加、女性の地位向上、またリーダーの育成を図る。	農林水産課 農業委員会
	○ 農山漁村ふるさとづくり推進大会参加 魅力と活力のある地域づくりをめざすことを目的に活動体験発表や情報交換を行う。	

	<p>○ グリーンフェスティバル</p> <p>地域の食文化や農産物活用の知識・技術を人々に伝承・情報発信を行い住みよいふるさとづくりを進める。また、女性起業家の講演や情報交換を行うことにより、女性の地位向上を図る。</p>	<p>農林水産課</p>
--	--	--------------

第7節 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

大洲市男女共同参画推進条例*では、男女共同参画推進の基本理念の1つに「学校・社会において、自立の精神と男女平等の意識が育まれる教育の確保」を掲げ、教育関係者はこの基本理念に乗っ取った教育を行うことを定めています（第7条）。

平成17(2005)年に国連開発計画（UNDP）が発表した我が国の「人間開発指数」（HDI）*は11位ですが、「ジェンダー・エンパワーメント指数」（GEM）*は43位と低く、女性の能力の開発は進んでいるものの、女性が能力を発揮する機会は十分でないことを示しています。また、「県世論調査」によると、教育に対する意識では「性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばす方がよい」「知的な能力は、性別による大きな差よりも個人差の方が大きい」については「そう思う」とはつきり肯定する意見が半数を超えています。その一方で、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくしつけるのがよい」も、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると半数を超えています。

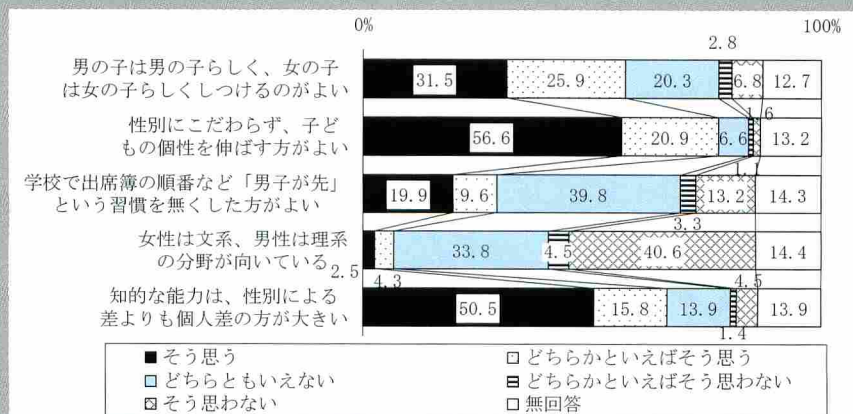
男女がともに性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばし、自立の精神と男女平等の意識を育める教育・学習を推進することが課題です。

●HDI値、GDI値*、GEM値

人間開発指数 (HDI)			ジェンダー開発指数 (GDI)			ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GDI値	順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.963	1	ノルウェー	0.960	1	ノルウェー	0.928
2	アイスランド	0.956	2	オーストラリア	0.954	2	デンマーク	0.860
3	オーストラリア	0.955	3	アイスランド	0.953	3	スウェーデン	0.852
...				
11	日本	0.943	14	日本	0.937	43	日本	0.534

資料：国連開発計画「人間開発報告書」（2005年版）

●教育に対する意識



資料：県世論調査

主要施策

- ①多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- ②男女平等を推進する教育・学習
- ③地域における男女共同参画学習の促進

主要施策	具体的な取組	主な担当課
①多様な選択を可能にする教育・学習の充実	○ 多様な生き方を可能にする進路指導の充実 子どもの個性や希望を尊重した職業体験活動ボランティアの実施など、性別にとらわれず、能力や適性で進路を選択するよう指導に努める。	学校教育課
	○ 男女共同参画を推進する学習機会の提供 おおず女性塾講座を実施するとともに、男女共同参画社会づくりセミナーを開催し、学習機会を提供する。また、日本女性会議、男女共同参画社会づくり推進県民大会や、えひめ地域エンパワーメントカレッジ*等への参加を促進する。	企画調整課 生涯学習課
	○ 女性団体等の活動支援 女性グループ等の自主活動やネットワークづくりを応援するとともに、男女共同参画に深い理解と関心のある他の自治体の団体と交流する機会を提供する。	
	○ 地域交流の実施 先進的な取組を実施している地域との交流を行う。	
②男女平等を推進する教育・学習	○ 人権尊重教育の推進 県の「自分らしく生きる」（男女共同参画社会づくりのための小学生、中学生、高校生用ブックレット）等を利用して、各学校の実態に応じた年間指導計画等の作成、教材教具の開発研究等、男女の平等、相互理解・協力などについて指導の充実を図る。	人権啓発課 生涯学習課 学校教育課
	○ 男女共同参画意識を育む教育環境づくり 男女共通履修、教育相談の充実、管理職、教職員等に対する研修などを推進する。	学校教育課
	○ 父母等を対象とした学級・講座等の充実 性別による固定的役割分担意識にとらわれない子どもを育成するために、父母、祖父母等を対象とした家庭教育学級・講座等の充実に努める。	生涯学習課

<p>③地域における 男女共同参画 学習の促進</p>	<p>○ 男女共同参画に関する学習機会の提供</p> <p>男女格差の解消のための「男女平等セミナー」をはじめ、学習・講座等の開設、男女共同参画の意識を高める学習プログラムの開発、出前講座の実施など、男女共同参画に関する学習機会を提供する。また、老人会、婦人会、PTA等の年間行事として男女共同参画の研修の実施を提案するなど、市民主導による学習を促進する。</p>	<p>生涯学習課 企画調整課</p>
	<p>○ 男女共同参画に配慮した各種講座等の開設・企画</p> <p>社会教育関係者の意識啓発に努め、各種講座等の開設・企画にあたっては男女共同参画への影響について配慮する。</p>	
	<p>○ 男女共同参画に関する学習環境の整備</p> <p>専門的な指導者の養成、図書館に男女共同参画図書コーナーの設置、新たな活動拠点の整備など、学習環境を整備する。</p>	

第8節 生涯を通じた女性の健康支援

大洲市男女共同参画推進条例*では、男女共同参画推進の基本理念の1つに「性と生殖について男女が理解し合い、自らの決定が尊重されること、健康な生活を営むことの配慮」を掲げています。

平成16(2004)年度の一般診査の異常所見率20代で66.2%、30代で54.5%です。平成16年度のがん検診の発見率は、子宮がん・乳がんともに0%で、平成11(1999)年度からの動きをみると、子宮がんは平成13(2001)年度以降低下傾向、乳がんとも平成14(2002)年度以降低下傾向です。平成16年の女性の死亡原因は、悪性新生物が19.2%、心疾患が24.5%、脳血管疾患が14.9%です。また平成16年の未成年者の妊娠人工中絶は0人で、平成13年の5人(全体の38.5%)をピークに低下傾向です。

平成6(1994)年の国際人口・開発会議で提唱された「性と生殖に関する健康/権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)*」の概念の視点にたつて、生涯を通じた女性の健康の保持増進、妊娠・出産等に関する健康支援、健康をおびやかす問題についての対策が課題です。

●一般診査

		(単位:人、%)		
		10歳代	20歳代	30歳代
平成14年度	受診総数	2	74	245
	異常あり	1	42	134
		異常所見率	50.0	56.8
平成15年度	受診総数	0	74	268
	異常あり	0	45	147
		異常所見率	0.0	60.8
平成16年度	受診総数	1	87	261
	異常あり	1	49	146
		異常所見率	100.0	54.5

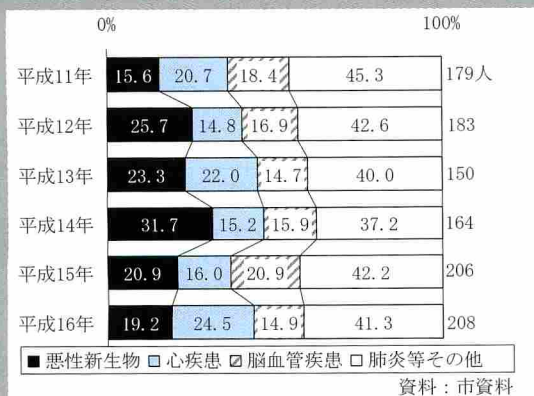
資料:市資料

●がん検診のがん発見率

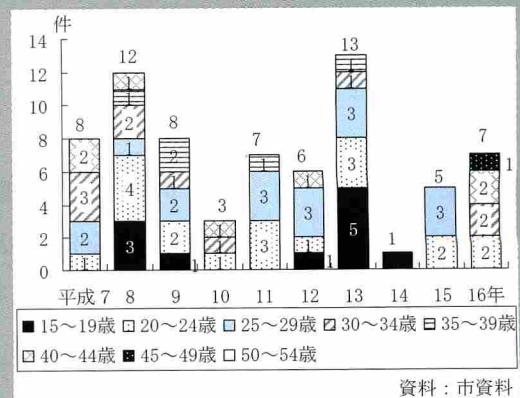
		(単位:人、%)						
		子宮がん		乳がん				
区分	受診者数	要精検率	精検受診率	がん発見率	受診者数	要精検率	精検受診率	がん発見率
平成11	1,351	0.3	100.0	0.15	1,334	1.8	75.0	0.00
12	1,403	0.1	100.0	0.14	1,374	1.9	88.5	0.14
13	1,523	0.2	100.0	0.20	1,578	3.5	91.1	0.06
14	1,315	0.0	—	0.00	1,364	7.1	93.8	0.15
15	1,493	0.1	50.0	0.00	1,564	3.4	100.0	0.07
16	1,446	0.2	100.0	0.00	1,529	5.8	84.1	0.00

資料:市資料

●女性の死亡原因の推移



●年齢別妊娠人工中絶数の推移



主要施策

- ①生涯を通じた女性の健康の保持増進
- ②妊娠・出産等に関する健康支援
- ③健康をおびやかす問題についての対策の推進

主要施策	具体的な取組	主な担当課
①生涯を通じた女性の健康の保持増進	○ 性と生殖に関する健康/権利の普及・浸透 個人、特に女性が、性のありかたや妊娠・出産について自己決定する権利をもつ主体であるという考え方の普及・浸透を図る。	保健センター
	○ 思春期保健対策の推進 学校の授業や思春期性教育講演会の開催などにより、発達段階に応じた適正な性教育を充実する。	保健センター 学校教育課
	○ 生涯を通じた健康保持対策の推進 ライフステージに対応した健康診査、女性特有の心身の健康に関する相談、自主的な健康づくり活動などを促進する。	保健センター
	○ 働く人の健康づくり 働く人の健康保持、増進を目的に、資料等を配布・広報し、自己管理の参考となる情報を発信する。	
②妊娠・出産等に関する健康支援	○ 妊娠・出産期における女性の健康支援 母子健康手帳の交付、妊産婦相談、妊産婦健康診査、パパ・ママセミナー、こんにちは赤ちゃんクラブの開催など、妊娠・出産期における女性の健康を促進する。 また、妊娠した女性に配慮する職場づくりを啓発する。	保健センター
	○ 不妊対策の推進 不妊治療についての相談など、不妊対策の推進を図る。	
③健康をおびやかす問題についての対策の推進	○ HIV/エイズに関する啓発 正しい知識を持って感染を予防し、患者・感染者に対して正しい理解に基づいて行動がとれるよう、積極的な啓発活動を行う。	保健センター 学校教育課

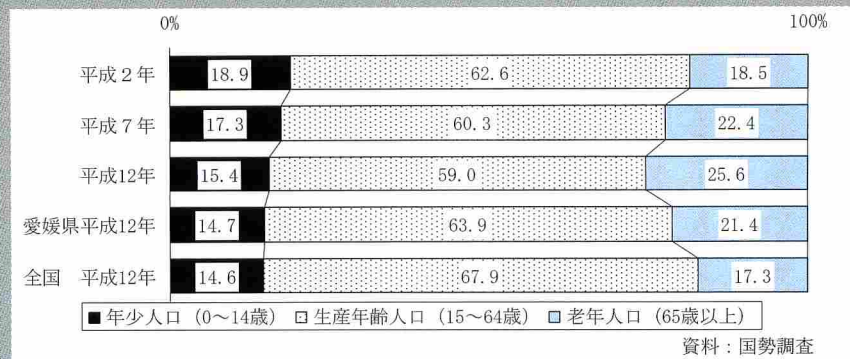
	<p>○ 性感染症に関する啓発</p> <p>性感染症は、特に女性にとって、母子感染や不妊症の原因となるおそれがあるなど、性と生殖の健康をおびやかす極めて重大な問題であることを啓発する。</p>	
	<p>○ 薬物乱用防止と、喫煙、飲酒に関わる健康被害の情報提供</p> <p>薬物については、その乱用防止の徹底を図るとともに、喫煙、飲酒については、その健康被害に関する正確な情報の提供を行う。特に、女性については喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等十分な情報提供に努める。また、未成年の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に推進する。</p>	
	<p>○ 受動喫煙*防止対策の普及促進</p> <p>職場や公共の場における受動喫煙防止対策の普及促進を図る。</p>	<p>保健センター 全 課</p>

第9節 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

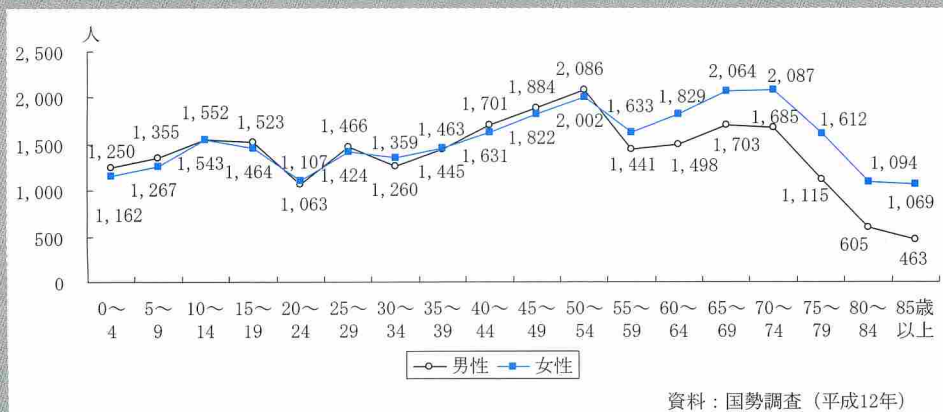
本市は県平均より5年早く高齢化が進行しています。少子高齢社会では、高齢期の男女を単に支えられる側に位置づけるのではなく、他の世代とともに、社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的にとらえる視点が主流になりつつあります。また、高齢者人口に占める女性の割合は男性よりも高く、平成12(2000)年現在、本市でも55歳以上は女性人口が男性人口を上回っています。

長い高齢期を豊かで安心できるものにするには、とりわけ女性にとって重要な課題であり、高齢者等の健康寿命の延伸、社会参加を促進するなど自立を支援するとともに生活支援、介護サービスの充実など高齢者等が安心して暮らせる社会基盤の整備が急務です。

●年齢別人口構成比の推移



●性別年齢別人口



主要施策

①高齢者等の自立支援

②高齢者等が安心して暮らせる社会基盤の整備

主要施策	具体的な取組	主な担当課
①高齢者等の自立支援	<p>○ 健康寿命の延伸</p> <p>軽スポーツや健康・体力維持に関する知識の普及・実践を呼びかけるとともに、疾病の早期発見・治療など、健康寿命の延伸を推進する。</p>	保健センター 高齢福祉課
	<p>○ 社会参加支援</p> <p>高齢者が地域で生き生きと暮らせるように、老人クラブや地域活動などを通して社会参加や交流機会の充実に図る。</p>	老人福祉センター
	<p>○ 就労機会の提供</p> <p>ミニシルバー人材センターの運営基盤の強化により、高齢者自身の経験、技術を生かすことができる就労機会の提供を図る。</p>	
②高齢者等が安心して暮らせる社会基盤の整備	<p>○ 地域福祉の促進</p> <p>社会福祉協議会等と連携し、地域で互いに支え合う仕組みづくりを促進する。</p>	高齢福祉課
	<p>○ 高齢者福祉サービスの充実</p> <p>在宅介護支援センターでの相談、情報提供など、高齢者が安心して暮らせるよう福祉サービスを提供する。</p>	
	<p>○ 介護サービスの充実</p> <p>介護を必要とする高齢者が地域で安心して暮らすことができるように重度化防止の視点にたった居宅介護サービスを提供する。介護保険制度の円滑な運営に努める。</p>	

第4章

推 進 体 制

第1節 総合的な庁内推進体制の整備

男女共同参画の施策を総合的かつ効果的に推進するために 総合調整役である担当課を拡充するとともに、大洲市男女共同参画計画策定委員会の発展解消による大洲市男女共同参画行政推進委員会（仮称）を設置し、定期的な会議の開催、情報の共有と相互の連絡調整を図りながら、総合的・計画的に推進します。

第2節 市民・事業者・民間団体との連携

男女共同参画社会の実現のためには、行政のみならず、市民の参画と事業者等の協力が不可欠です。あらゆる機会や媒体を通じて、本計画の周知を図り、市民参加により推進します。

また、大洲市男女共同参画推進条例*（第17条）に基づいて設置している男女共同参画推進会議で本計画の進捗状況についての評価を行い、その結果を反映しながら推進します。

第3節 計画の進行管理体制の整備

計画の推進にあたっては、大洲市男女共同参画行政推進委員会（仮称）が毎年の各部関係各課へ進捗状況を調査し、男女共同参画推進会議へ報告するとともに、市民に公表します。市民意向、事業所に関する項目については、市民アンケート調査、市事業所アンケート調査を中間年を目途に実施し、市民・事業所の意識評価を行います。

第5章

数值目标

指標・数値目標

この計画では、施策の体系に沿って施策の方向ごとに指標・数値目標を設定し、達成に向けた取組を進めます。

1 女性の人権尊重、暴力の根絶

主要施策	指 標	数値目標		評価資料
		現状値	目標値	
男女共同参画推進の広報・啓発活動の展開	男女共同参画都市宣言の実施	—	平成 22 年度までに実施	実績

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、実践支援

主要施策	指 標	数値目標		評価資料
		現状値	目標値	
男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	「考え方や慣習、しきたりで男女の地位は平等になっている」とする市民の割合	15.2%	20%	市民アンケート調査
女性のチャレンジ支援	女性のチャレンジ支援事業の検索システムの構築	—	平成 22 年度までに構築	実績
男女共同参画を推進する法制度の理解促進	「大洲市男女共同参画推進条例」を「内容まで知っている」市内事業所の割合	5.9%	20%	市事業所アンケート調査

3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

主要施策	指 標	数値目標		評価資料
		現状値	目標値	
政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	審議会等の女性登用率	18.1%	30%	実績
	女性管理職員（課長補佐以上）の割合	14.7%	25%	実績
地域組織等における取組の支援・協力要請	自治会・区長会等会長・役員の女性比率	0%	10%	実績
企業等の取組の支援、協力要請	「積極的な男女格差の是正（ポジティブアクション）」について「内容を知っている」市内事業所の割合	29.4%	50%	市事業所アンケート調査

4 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

主要施策	指 標	数値目標		評価資料
		現状値	目標値	
仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	「男料理教室」の継続	82人/年	250人/年	実績
多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実	延長保育事業の定員拡大	50人/2ヶ所	100人/4ヶ所 (平成21年度までに実施)	次世代育成支援行動計画
	地域子育て支援センター	1ヶ所	2ヶ所 (平成21年度までに実施)	次世代育成支援行動計画
地域社会への男女の共同参画の促進	生涯学習講座参加者に占める男性の割合	28%	40%	実績

5 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

主要施策	指 標	数値目標		評価資料
		現状値	目標値	
雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	「職場で男女の地位は平等になっている」とする女性の割合	15.3%	20%	市民アンケート調査
多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	再就職支援セミナーの開催	—	1回/年	実績

6 活力のある農山漁村の実現にむけた男女共同参画の確立

主要施策	指 標	数値目標		評価資料
		現状値	目標値	
女性の経済的地位の向上	大洲市生活研究会交流会の参加者の拡大	60人	120人	実績
就業条件・環境の整備	家族経営協定締結の農家数	49戸	80戸	実績
女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	農山漁村ふるさとづくり推進大会への女性参加者数の拡大	20人	40人	実績

7 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

主要施策	指 標	数値目標		評価資料
		現状値	目標値	
男女平等を推進する教育・学習	男女共同参画について管理職、教職員等に対する研修の実施	—	1回/年	実績
地域における男女共同参画学習の促進	年間行事として男女共同参画の研修を実施する地域組織・団体の割合	—	20%	実績

8 生涯を通じた女性の健康支援

主要施策	指 標	数値目標		評価資料
		現状値	目標値	
生涯を通じた女性の健康の保持増進	思春期保健事業 講演会「性と生を考える」の開催継続	2回/年	2回/年	実績
妊娠・出産等に関する健康支援	パパ・ママセミナーの充実	3回/年	3回/年	実績
健康をおびやかす問題についての対策の推進	薬物乱用防止と、喫煙・飲酒に関わる健康被害の情報提供	2回/年	3回/年	実績

9 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

主要施策	指 標	数値目標		評価資料
		現状値	目標値	
高齢者等の自立支援	老人クラブの参加率の向上	28.8%	30%	高齢者福祉計画
	ミニシルバー人材センターの登録者数の拡大	159人	200人	実績
高齢者等が安心して暮らせる社会基盤の整備	地域密着型サービスの基盤整備 (認知症対応型)	7ヶ所	10ヶ所 (平成20年度までに実施)	介護保険事業計画

資 料

資料1 策定の体制

1 大洲市男女共同参画推進会議委員名簿

No.		氏 名	役 職 等
1	会 長	濱 田 耕 造	大洲市民生児童委員協議会会長
2	副会長	白 石 美 子	大洲地域女性団体連絡協議会会長
3	委 員	上 田 秀 美	元大洲喜多合併協議会委員
4	"	亀 岡 修	J A 愛媛たいき総合企画室長
5	"	菊 地 美恵子	元県果樹女性同志会副会長
6	"	清 水 昭 信	保護司
7	"	上 甲 千 里	大洲市交通安全母の会会長
8	"	長 岡 勝 子	元大洲市職員
9	"	本 田 八千代	元河辺村教育委員
10	"	松 田 裕 之	大洲市民生児童委員
11	"	松 本 明	元河辺村収入役

2 大洲市男女共同参画推進計画策定委員会委員名簿

No.		氏 名	所 属
1	委員長	山 田 隆 司	企画調整課
2	委 員	西 田 ゆかり	人事秘書課
3	”	上 野 和 江	商工観光課
4	”	柁 原 宏 志	社会福祉課
5	”	檜 田 剛	高齢福祉課
6	”	松 本 房 子	人権啓発課
7	”	向 井 一 代	農業委員会事務局
8	”	岡 本 ゆかり	学校教育課

3 大洲市男女共同参画推進会議設置規則

平成17年9月1日
大洲市規則第230号

大洲市男女共同参画推進会議設置規則

(設置)

第1条 大洲市男女共同参画推進条例第17条の規定により、大洲市男女共同参画推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(事業)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 男女共同参画に関する相談内容の調査及び審議
- (2) 男女共同参画推進計画策定にかかる審議
- (3) その他男女共同参画社会づくりのために必要な事業

(役員)

第3条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、議長は、会長がこれに当たる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 推進会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させて意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務を処理するため、事務局を大洲市企画財政部企画調整課内に置く。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

資料2 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政

治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法 (平成 9 年法律第 7 号) は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 88 号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 29 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から 10 まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

資料3 大洲市男女共同参画推進条例

平成 17 年 1 月 11 日

大洲市条例第 29 号

大洲市は、肱川の清らかな流れと緑の山々という豊かな自然に恵まれ、古くから県有数の農業都市として発展してきた。

これまで大洲市では男女共同参画のための施策が展開されてきたものの、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行がいまだ根強く残っている。それが社会のさまざまな分野で男女間の格差が生じる要因となっている。また、少子高齢化等の急速な進展などの変化に対応し、豊かで活力ある社会を築くためには、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を発揮し職場、学校、地域、家庭その他あらゆる分野において対等に参画し、共に責任を担う男女共同参画社会を実現することが課題となっている。

性別による役割分担を解消し、それに基づく慣行を是正するとともに、政策、企画等の決定過程に共同して参画することができる社会を実現するための取組を進めることが必要である。

ここに、市民、事業者、国及び県と連携の下、真の男女共同参画社会を実現させるため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、活力のある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) ジェンダー(社会的・文化的性別) 生物学的な性別とは異なる男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に形成された性別をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント(相手方に不快感を与える性的言動) 性的な言動により他の者を不快にさせ、その者の就業環境、教育環境その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス(夫・パートナーからの暴力) 配偶者等から受ける身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。
- (6) 事業者 市内における公的機関又は事業活動を行う個人、法人をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が共に性別による差別的扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が均等に確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者その他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が家族の一員としての役割を果たし、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と家庭以外の地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野における活動との両立ができるよう配慮されること。
- (5) 経済活動の分野において、男女が均等な就業環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことができるよう配慮されること。
- (6) 学校教育及び生涯にわたる社会教育の分野において、自立の精神と男女平等の意識が育まれる教育が確保されること。
- (7) 生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、男女が互いを理解し合い、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (8) 男女共同参画の推進に関する取組は、国際社会及び国内における取組と協調して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、これを計画的に実施する。

- 2 市は、市民、事業者及び教育関係者並びに国及び他の地方公共団体と連携して男女共同参画の推進に関する施策を実施する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、ジェンダーによる社会における制度及び慣行を改善し、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野において積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職域における活動に対等に参画することができる体制の整備に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる就業環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野における教育関係者は、それぞれの教育の目的を実現する過程において、基本理念にのっとった教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第8条 何人も、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

(情報の公表に際しての留意)

第9条 何人も、市民に公表する情報において、性別による差別的扱い、固定的役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長し、人権を侵害する表現を行わないよう配慮するものとする。

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する必要な事項

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(積極的改善措置)

第11条 市は、人事管理その他の組織運営及び政策決定の機会において、積極的改善措置を講じ、率先して男女共同参画を推進するものとする。

2 市は、委員会、審議会その他これに準ずるものの構成員を委嘱し、又は任命するに当たり、積極的改善措置を講じ、男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施のため、必要な情報を収集し、調査研究を行うものとする。

(広報及び啓発活動等)

第13条 市は、男女共同参画の推進について市民等の関心と理解を深めるため、広報及び啓発活動等を行うものとする。

(施策の推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点をもって取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画の推進のため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとする。

(事業者からの報告)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(相談申出への対応)

第16条 市は、性別による差別的扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関して、市民等から相談の申出があった場合は、関係機関等と連携し適切な措置を講じるものとする。

(設置)

第17条 市長は、男女共同参画推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を審議するため、大洲市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(組織)

第18条 推進会議は、委員11人以内をもって組織する。

(委員)

第19条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画づくりに関し識見を有する者
- (2) 民間団体等から推薦があった者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

(その他)

第20条 前3条に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年1月11日から施行する。

資料4 男女共同参画のあゆみ

	世界	国内	愛媛県	大洲市
昭和50年 (1975年)	6月 <ul style="list-style-type: none"> 「国際婦人年」世界会議（メキシコシティ）において「世界行動計画」を採択 12月 <ul style="list-style-type: none"> 1976～1985年を「国連婦人の十年」と決定 	9月 <ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部を設置 婦人問題企画推進会議を設置 		
昭和51年 (1976年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」が始まる 	4月 <ul style="list-style-type: none"> 「特定業種育児休業法」の施行 6月 <ul style="list-style-type: none"> 「民法等の一部を改正する法律」の施行（婚氏統稱制度） 		
昭和52年 (1977年)		1月 <ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」の策定 		
昭和54年 (1979年)	12月 <ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」の採択 		4月 <ul style="list-style-type: none"> 愛媛県福祉部家庭福祉課に「婦人対策班」を設置 	
昭和55年 (1980年)	7月 <ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 	5月 <ul style="list-style-type: none"> 「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」の成立（昭和56年1月施行、配偶者の相続分引き上げ等） 7月 <ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」に署名 		
昭和56年 (1981年)	9月 <ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」の発効 		1月 <ul style="list-style-type: none"> 愛媛県婦人情報誌「えひめの女性」の創刊 	
昭和57年 (1982年)		4月 <ul style="list-style-type: none"> 「母子福祉法の一部を改正する法律」の施行（寡婦も母子家庭に準じた取り扱い） 		
昭和58年 (1983年)			3月 <ul style="list-style-type: none"> 「愛媛の婦人対策基本指針」の策定 4月 <ul style="list-style-type: none"> 愛媛県婦人対策班を改め婦人対策室を設置 「愛媛県婦人対策推進会議」を設置 	
昭和59年 (1984年)		5月 <ul style="list-style-type: none"> 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」の成立（昭和60年1月施行、国籍の父母両系血統主義の採用等） 	3月 <ul style="list-style-type: none"> 「愛媛県婦人総合センター調査研究委員会」を設置 4月 <ul style="list-style-type: none"> 愛媛県生活福祉部に婦人福祉課を設置 	
昭和60年 (1985年)	7月 <ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」最終年世界会議（ナイロビ）において西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択 	5月 <ul style="list-style-type: none"> 「国民年金等法の一部を改正する法律」の成立（昭和61年4月施行、女性の年金権の確立） 6月 <ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」の成立（昭和61年4月施行） 		

	世界	国	愛媛県	大洲市
昭和61年 (1986年)		2月 • 「婦人問題企画推進有識者会議」を設置		
昭和62年 (1987年)		5月 • 「新国内行動計画」の策定	11月 • 「愛媛県婦人(現:女性)総合センターオープン	
平成元年 (1989年)			3月 • 「第2次愛媛の婦人対策基本指針」の策定 9月 • 「愛媛婦人問題(女性の課題)検討委員会」の設置	
平成2年 (1990年)	5月 • 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」の採択		4月 • 愛媛県民福祉部に「婦人局」を設置「愛媛県婦人(現:女性)とくらしの対策推進本部」を設置	
平成3年 (1991年)		5月 • 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 • 「育児休業法」の成立(平成4年4月施行)	3月 • 愛媛県女性県政広報誌「フィーリング オブ 愛媛」を創刊 4月 • 愛媛県生活文化総室に「女性局」を設置 (財)えひめ女性財団設立	• 大洲市女性団体連絡協議会の設立 • 大洲市女性フォーラム開催(～H6)
平成4年 (1992年)			3月 • 「愛媛県女性行動計画」を策定 11月 • 愛媛県「男女共同参画社会づくり推進県民会議」の設立	
平成5年 (1993年)		6月 • 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)の成立(12月施行)	6月 • 愛媛県女性行政広報誌「えひめの女性」を「えひめの女・男(ひとびと)」と改称・発行	4月 • 福祉事務所に「女性係」を設置 • 第1期おおぞ女性塾開塾
平成6年 (1994年)	• 国際家族年	6月 • 総理府に「男女共同参画室」を設置 • 「男女共同参画審議会」設置 7月 • 内閣に「男女共同参画推進本部」を設置		
平成7年 (1995年)	9月 • 第4回世界女性会議(北京)において「北京宣言」及び「行動綱領」の採択	6月 • 「育児・介護休業法」の成立(10月施行、一部平成11年4月施行) • ILO第156号条約(家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)の批准		• 第2期おおぞ女性塾開塾 • 大洲市男女共同参画社会づくりセミナー開始(毎年)
平成8年 (1996年)		7月 • 「男女共同参画ビジョン」を答申 12月 • 「男女共同参画2000年プラン」を策定	3月 • 愛媛県男女共同参画マガジン「DAN男DAN」の発行	

	世 界	国	愛媛県	大洲市
平成9年 (1997年)		6月 <ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」の一部を改正する法律の成立(平成11年4月施行・母子保護に関する規定については平成10年4月施行) 	8月 <ul style="list-style-type: none"> 「愛媛県女性行動計画」(改訂版)を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 第3期おおず女性塾開塾
平成10年 (1998年)		11月 <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会より「男女共同参画社会基本法について一男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり」を答申 		
平成11年 (1999年)		6月 <ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法」の成立・施行 	7月 <ul style="list-style-type: none"> 「愛媛県男女共同参画会議」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 第4期おおず女性塾開塾
平成12年 (2000年)	6月 <ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)において「政治宣言」及び「成果文書」の採択 	12月 <ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画」を策定 	4月 <ul style="list-style-type: none"> 県民環境部に「男女共同参画局」を設置 「愛媛県男女共同参画推進本部」の設置 10月 <ul style="list-style-type: none"> 「えひめ国際男女共同参画フォーラム」の開催 	<ul style="list-style-type: none"> えひめ女性海外派遣事業に参加(1名)
平成13年 (2001年)		1月 <ul style="list-style-type: none"> 内閣府に「男女共同参画局」を設置 「男女共同参画会議」を設置 4月 <ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)の成立(10月施行) 10月 <ul style="list-style-type: none"> 「改正育児・介護休業法」成立(平成14年4月施行) 	1月 <ul style="list-style-type: none"> 「ドメスティック・バイオレンス根絶フォーラム」の開催 4月 <ul style="list-style-type: none"> 「愛媛県男女共同参画計画」を答申 5月 <ul style="list-style-type: none"> 「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 第5期おおず女性塾開塾
平成14年 (2002年)			4月 <ul style="list-style-type: none"> 「愛媛県男女共同参画条例」の施行 10月 <ul style="list-style-type: none"> 「愛媛県男女共同参画推進委員」の設置 	4月 <ul style="list-style-type: none"> 企画情報課に「女性係」を設置 えひめ女性海外派遣事業に参加(1名)
平成15年 (2003年)	7月 <ul style="list-style-type: none"> 第29回国連「女子差別撤廃委員会」の開催 	4月 <ul style="list-style-type: none"> 「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」の決定 7月 <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議 苦情処理監視専門調査会「男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供に関する調査検討結果について」 次世代育成支援対策推進法の成立(平成17年4月完全施行) 	12月 <ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画の視点からの公的広報の表現に関するガイドライン」 	4月 <ul style="list-style-type: none"> 「女性係」から「男女共同参画係」に名称変更 第6期おおず女性塾開塾

	世界	国	愛媛県	大洲市
平成 16 年 (2004 年)		5月 ・「改正DV防止法」の成立 (12月施行) 6月 ・「男女共同参画社会の将来 像検討会の報告書」の取り まとめ 7月 ・「性同一障害者特例法」施 行 11月 ・「男女共同参画社会に關す る世論調査」を公表	10月 ・「日本女性会議 2004 まつ やま」開催	
平成 17 年 (2005 年)	2月 ・第 49 会国連婦人の地位委 員会、通称「北京+10」(於 ニューヨーク)開催	2月 ・「国家公務員の仕事と育児 の両立支援のために～仕事 と育児の両立支援制度の活 用指針」を策定 7月 ・「女性の再チャレンジ支援 策検討会議」設置 ・「男女共同参画基本計画改 定に当たっての基本的な考 え方」報告 9月 ・「少子化と男女共同参画に 關する社会環境の国際比 較」報告 12月 ・「女性の再チャレンジ支援 プラン」決定		1月 ・「大洲市男女共同参画推進 条例」施行 9月 ・「市民アンケート調査」実 施 10月 ・市事業所アンケート調査実 施 11月 ・「大洲市男女共同参画推進 計画策定委員会」の設置 12月 ・「大洲市男女共同参画推進 会議」の設置 ・第7期おおず女性塾開塾
平成 18 年 (2006 年)		3月 ・「第2次男女共同参画基本 計画」(平成 18～22 年度) 策定	3月 ・「愛媛県配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護に 關する基本計画」策定	3月 ・「大洲市男女共同参画推進 計画」策定

資料5 用語解説

A～Z

DV（ドメスティック・バイオレンス）

* 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）から受ける精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

GDI（ジェンダー開発指数）

* HDI（人間開発指数）と同じく基本的能力の達成度を測定。その際女性と男性の間で見られる達成度の不平等に注目。HDIと同様に平均寿命、教育水準、国民所得を用いつつ、これらにおける男女間格差を考慮して算出。

ILO第156号条約（家族的責任を有する労働者条約）

* 1981年にILO（国際労働機関）総会で採択された条約で、日本は1995年6月に批准している。育児や介護など家族的責任を持つ男性労働者と女性労働者の間、家族的責任を持つ労働者とそれがない労働者の間における、機会と待遇の均等を実現するためのものである。

NPO（特定非営利活動法人）

* Non Profit Organizationの頭文字をとった略語。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体である。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。市民活動法人。市民事業体。平成10年（1998年）に特定非営利活動促進法（NPO法）が制定され、社会貢献を目的とする活動を行う民間の市民団体や市民事業体が緩やかな条件で法人格を取ることが可能になった。

ア行

大洲市男女共同参画推進条例

* 「資料3 大洲市男女共同参画推進条例」（P78）参照。

エンパワーメントカレッジ

* エンパワーメントカレッジは、男女共同参画社会について学び、自ら実践する力をつけるための学習の場で、愛媛県女性総合センターと県下数地域で実践している。受講料は無料。県内在住の18歳以上を対象としているが、性別や年齢を超え、のびのびと自己表現しながら学んでいる。また、育児中でも託児サービス（無料）を利用できる。

カ行

家族経営協定

* 経営内の家族の役割分担や労働報酬、休日等の労働条件、経営の円滑な継承等に関するルールを明確化し、農業経営の近代化を図ることを目的とするもので、女性農業者の地位の確立や農業後継者の育成につながることを期待されている。

キャリアカウンセラー

* キャリアカウンセラーは、労働市場や雇用環境を詳しく知り、相談者が望むキャリアを実現できるように、良い転職先を見つけ、キャリアを築いてゆくアドバイスをこなう。

国際婦人年

* 昭和47年（1972年）の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」とすることが決定された。また、昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までの10年間を「国連婦人の十年」とした。

国籍法及び戸籍法の改正

* 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律のこと。・国籍法の改正 (1) 子は、出生の時に父又は母が日本国民であれば日本国籍を取得する。(2) 日本国民の配偶者の帰化条件を男女同一にする。・戸籍法の改正 外国人と婚姻した日本人は、婚姻した日から6か月以内に届出をすることにより外国人配偶者の称している氏に変更することができ、離婚等により婚姻を解消したときは、その日から3か月以内に届け出るにより婚姻の際に称していた氏に変更することができる。

サ行

在宅ワーク

* 情報通信機器を活用して雇用関係に基づかず在宅形態で自営的に行われる働き方のうち、「請負的にサービスの提供」等を行うものをいう。

受動喫煙

* 喫煙者本人ではなく、その周囲の人が間接的にたばこの煙を吸い込むこと。たばこを吸わない人でも、直接たばこを吸っている人と同様に、肺がんや虚血性心疾患、呼吸器疾患、乳幼児突然死症候群などの危険因子が発生すると考えられている。そのため、嫌煙権として、受動喫煙からたばこを吸わない人を保護する社会環境が求められている。2002年7月26日に成立した健康増進法では、学校や病院など多くの人が利用する施設の管理者に対して、受動喫煙を防止するための対策を取るよう求めている。

ジェンダー

* 女らしさ、男らしさというような社会的・文化的につくられる性別・性差のこと。ジェンダーに対し、生物学的な性別をセックスという。ジェンダーはセックスとは異なり、普遍的なものではなく、その時代の社会や文化によって左右される。

ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)

* 女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る。HDIが人間開発の達成度に焦点をあてているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男性の推定所得を用いて算出する。

次世代育成支援対策推進法

* 我が国における急速な少子化の推進等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生れ、かつ育成される環境の整備をはかるため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による児童計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講じている。公布は平成15年(2003年)7月16日。施行は17年(2005年)4月1日。

少子化対策基本法

* 我が国における急速な少子化を踏まえ、長期的な視点に立って少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにしたもの。国、地方公共団体、国民の責務が定められている。公布は平成15年(2003年)7月30日。

女子差別撤廃条約

* 昭和54年(1979年)に国連で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のこと。この条約は、女性に対するあらゆる差別の撤廃を目指して、法律、制度だけでなく、各国の慣習、慣行までも対象に含めている。日本では、昭和55年(1980年)に署名を行い、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科の男女共修の検討などの条件整備を行った後、昭和60年(1985年)に批准した。

性と生殖に関する健康/権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

* 1994年に回路で開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題

には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

セクシュアル・ハラスメント

* 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

夕行

男女共同参画社会基本法

* 男女共同参画社会の形成に関し、5つの基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年（1999年）6月23日に公布・施行された。

男女共同参画の視点からの公的広報の表現に関するガイドライン

* 男女共同参画社会を実現していく上で、公的な機関が発行する印刷物等においては、男女共同参画の視点に立った表現が期待されていることから、県の機関を対象に、公的広報を作成する際の担当者の手引きとして作成した冊子。

男女雇用機会均等法

* 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律。差別的取り扱いの禁止が定められている。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止する為の雇用管理上必要な配慮を事業主に義務づけている。

チャレンジショップ

* 商店街等に出店して新しい事業に挑戦しようとする新規開業者の店舗。

特定非営利活動法人

* P86の「NPO」欄参照。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

* P86の「DV」欄参照。

ナ行

人間開発指数（HDI）

* 「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出する。

認定農業者

* 農業で頑張っていこうと立てた計画（農業経営改善計画）を市町村が基本構想に照らして認定するもの。認定農業者になると、その計画達成に向けて様々な支援措置を受けることができる。平成15年6月に「認定農業者制度の運用改善のためのガイドライン」が出され、認定農業者制度の運用改善の一環として、家族経営において実質的に共同経営者としての役割を担っている女性農業者や農業後継者も、パートナーとともに認定農業者になる道が開かれた。

ハ行

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

* 平成13年（2001年）4月に制定され、平成14年（2002年）4月1日から全面施行。配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備について定めている。平成16年（2004年）6月には「配偶者からの暴力の定義の拡大」「保護命令制度の拡充」などを柱とした改正が行われ、同年12月から施行されている。

ラ行

ライフスタイル

* 生活様式のことだが、衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶり、さらには、生活に対する考え方や習慣なども含まれ、文化とほぼ同じ意味をもっている。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）

* P87の「性と生殖に関する健康と権利」参照。

大洲市男女共同参画推進計画

発行日 平成18年3月

発行 大洲市 企画財政部 企画調整課
〒795-8601

愛媛県大洲市大洲690番地の1

電話 0893-24-2111

FAX 0893-24-0080

E-mail kikakuchoseika@city.ozu.ehime.jp